

参議院通商産業委員会會議録第三十二号

昭和二十九年四月十五日(木曜日)午後
一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三朗君

委員

石原幹市郎君
西川弥平治君
酒井 利雄君
岸 良一君
西田 隆男君
三輪 貞治君
天田 勝正君
武藤 常介君
白川 一雄君

政府委員

通商産業
政務次官 古池 信三君
通商産業大
臣官房長 岩武 照彦君
通商産業省
重工業局長 徳永 久次君
通商産業省
繊維局長 吉岡千代三君
通商産業省
鉱山局長 川上 為治君

事務局側

常任委員 林 誠二君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

説明員
通商産業省織
維局織維課長 滝沢 農君
課長補佐
参考人
石油及び可燃性
天然ガス資源開
発審議会会長 上床 国夫君
帝国石油株
式会社社長 田代 寿雄君
帝国石油株
式会社社長 中沢 通理君
会社探鉱部長

本日の会議に付した事件

○地方自治法第五十六條第六項の
規定に基づき、繊維製品検査所の出張
所の設置に關し承認を求めめるの件
(内閣提出、衆議院送付)
○日本製鉄株式會社法廃止法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○石油及び可燃性天然ガス資源開採法
の一部を改正する法律案(内閣送付)
○石油資源探鉱促進臨時措置法案(内
閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今
より通商産業委員會を開会いたしま
す。

本日は先ず地方自治法第五十六條
第六項の規定に基づき、繊維製品検査所
の出張所の設置に關し承認を求めめるの
件を議題といたします。前回に引続き
質疑に入りまするが、その前に先般の
各委員の御質疑に対して資料が提出さ
れておりますので、先ずこの資料に基
いて政府側より説明を求めます。

○政府委員(吉岡千代三君) お手許に
関係資料として配付いたしましたものにつ
きまして逐次御説明を申し上げますと思
います。

第一に、九州地区における限別繊維
製品の生産数量でございます。各限別
品種別にそのに数字を出しております
が、大体これでご覧願いますように、
全体といたしまして福岡が非常に多い
数字を示しておりますことは御覧願
えはわからずと思います。

それから宮崎につきましては人絹糸
の生産高が非常に多くなつております
が、これは御承知のように延岡に旭化
成の人絹並びにベンベルグの工場があ
りますので、その関係で非常に多い数
字が出ております。ただこれの織物に
加工する面につきましては大体福岡、
石川あたりの北陸地方に出しております。
従いまして只今問題になつておりま
す。鹿児島港からの輸出というふうな
ものについては直接には関係ないとい
ふように考へております。

その他熊本あたりも若干の数字を示
しておりますが、鹿児島といたしまし
ては、そこに書きましたように各品目
別に見ましても比較的少量であるとい
う状況でございます。

次に、これを金額別に調べましたの
が二番目の表でございます。これで
御覧願います。同様に福岡が最も
大きい数字を示しております。鹿児島
のほうはこれに比べますと非常に少
いという状況でございます。

その次に検査所の本所、支所、出張
所の配置人員でございます。これは松
平先生からのお尋ねの際に申し上げま
したが、支所、出張所につきましては大
体比較いたしますと支所のほうが比較
的大きい人員配置にしております。中
に、ずつと御覧願いますと必ずしもそ
うはなつておりませんが、これはまあ
いろ／＼な沿革的な関係もあり、時期
によりまして変動いたしますので、大
体のそういう沿革的な理由もあつてま
だ権限の上におきましては現在のところ
区分されてないといふことはこの
前申し上げました通りでございます。

それからその次に四番目に豊田先生
から御質疑がございました輸出織物
の検査標準というのには極めて技術的な
内容でございますので、一々御説明
するの如何かと思ひますが、大体御
覧願いますように、非常に細かい点に
亘つていろいろ標準で検査をしておる
といふことは御了承願えるのじやなか
らうかと思つております。

それから五番目に支所を本所に昇格
いたしました場合に、人員の増加を来た
すといふのはどういふわけかというお
尋ねがございましたが、これはそこに
それ／＼根拠法規を書いてございませ
んが、資金並びに物品の關係の官吏とい
ふふうな面、それから人事關係の規則
に基づきますいろ／＼な業務というこ
とで、勿論これに別々の人員を必要と
するといふわけでございますが、
少くとも若干の人員は増加せざるを得
ない。従いましてそういう関係もござ

いまして支所を本所に昇格するという
ことはよほど慎重に扱ふべきであると
考えます。

大体以上でございます。あとは西
田先生からのお尋ねでございます。
で、西田先生がお見えになつてから
答え申上げたほうが適當かと思ひま
す。

○委員長(中川以良君) 御質疑を願
います。

○天田勝正君 これはすでに御質問が
あつたかと思ひますが、私も不思議
に思ひますのは、何としても我が國
は全國の面積を合してもアメリカのカ
リフォルニア州ぐらゐいしかな、こ
ういふことなんで、その中を幾つにも
分いたしまして、こうした本件によ
うなことにいたしまして、本所を置
く、且つ出張所を置く、それほど一
体どういふわけであらうか、出張所
を置かなければならぬのか、この点
がここではいろ／＼合理的に説明され
ておりますけれども、併しなお我々
はどうも了解がたい。別にあんな狭い
九州であればどこへどう置こうと一
向差支えなからうと、こういう常識
感情を持つてのすけれども、一体外
国などでは勿論繊維といわすろ／＼な
出品について何しておるでしようが、
それらを比較した場合にどれほど違
つておるものでございませうか。質問
の意味が或いはお取りにくいかも知
れませんが、一応お答え願ひたい
と思ひます。

○政府委員(吉岡千代三君) 外国と申

しましては私もそう詳しくは存じませんが、アメリカ等におきましては、大體この検査機関というものは民間の検査機関、或いは専門の古くから信用を持つております検査会社というふうなものがこの仕事を担当しておられるという場合が多いように承知いたしております。それからこれは繊維に限りませず一般的に申しまして、いわゆるクオリティ・コントロール、品質管理の面で御承知のような大量生産方式をとっており、メーカー自身の段階において品質管理ということが相当に進んでおられる、そういう関係もございまして、その辺が日本のような比較的中小企業に大きな生産のウェイトを持つておられるという事情が違ふ面があるかと思ひます。この繊維製品の検査につきましては以前から一般の他の工業品等々と比べまして非常に厳重な検査制度を実施しておつたわけでございますが、占領中に司令部の指示によりまして従来国で直接検査をしておりました国営検査の方法を原則として民間の検査機関に委譲すべきであるという御指示がございました。従いましては繊維関係におきましては現在やつております絹、人絹織物以外は生糸は別でございますが、要するに絹、人絹、毛以外は全部現在民間の検査機関でこれを実施しておる現状でございます。それで大体現在絹、スフ、毛と申しますより各品種別に十ばかりの検査団体がございまして、これが一般の繊維製品につきましては輸出検査を担当しておるわけでございます。それでそれらのものにつきましては国営の検査所がその民間検査機関のやつておる検査事務を監督する、ときどきい

わゆるスポット・チェックをやりました、その他検査の基準をきめるとか、その基準通りに検査ができておるかという監督業務を中心にやつておられるわけでございます。ただその際に絹、人絹織物につきましては、これは以前から非常に品質の問題が御承知のようにむづかしいわけでございます。又先ほど申しました司令官が占領当時検査を民間に委譲すべきであるというふうな情報に各消費国にも伝わりまして、伝わりました際に各国から絹、人絹関係だけはどうしても国営検査をやつてもらわんと不安であるというふうな非常に強い要望がございまして、これだけは国の検査で現在まで残つておる、こういう現状でございます。それからその後一昨年でございまして、やはり日本の絹製品の輸出につきまして消費国のほうから、一昨年の国際絹業会議におきまして更に検査を厳重にしてみたいという要望がございまして、その後検査基準を更に厳格に引上げまして、昨年の絹業会議で日本側からこれを報告いたしました。これに対してまあ各国も非常に感謝の決議をしたというふうな経過もございまして、まあ絹、人絹織物につきましては今後も、やはり現状におきましては国営検査でやつて参りたいと、ただこの前ちよつと御説明いたしました、戦前に比べまして、いろいろ行政整理等で人員も非常に減少しております。現在一人当りの取扱高は戦前の二倍くらいになつておるという現状でございます。

それから各地区に亘つてこの支所、出張所を設けておるという点でございますが、これは只今申上げましたよう

な関係で、これはいわゆる抜き取り検査でございまして、輸出用の絹、人絹織物全部につきまして実際にその反物一つ／＼目で見られるわけでございます。そういう関係で持込み場所の関係等から申しまして、やはり一般的に申しますと、これらの織物の産地です、それから産地で検査を受けるいものが輸出されるという場合におきましては、横浜とか、神戸と申しますような、又今度の鹿児島もその事例でございますが、輸出港にこういう機関を設けるということがどうしても必要でございます。これはまあそういう實際上の便宜の上からどうしても各地区に亘らざるを得ないという事情があるわけでございます。

○天田勝正君 まあいずれにしましても定員には関係なしのこの機関を増設するわけですから一向差支えないように見えますけれども、それならばいざににしてもこれだけの狭い地域の日本でありまして、一向出張しても差支えないように我々は常識的には考え、それが特にここへ、鹿児島へ出張所を設けることによつて、出張しなくても、更にメーカーのところなり、或いはメーカーのところでないまでも、例えば宮崎なり、熊本なりというところへ出張しなくても済むというのなら話は別ですけれども、これを増設いたしますれば、そうした出張はなしで、鹿児島におればそれで済むと、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(吉岡千代三君) お話の通りでございます。従来鹿児島に出張所がございまして、福岡から出張して検査をしておつた、それで鹿児島

の港から輸出されますこの製品が、大體金額にいたしまして絹、人絹織物で年間約三千万円でございます。これに對して千分の一程度の検査手数料を取つておりますので、そこでその検査手数料は大体三万円程度である。ところが福岡から出張して検査をいたしますためにこれは会計法の規定に基いて通産省令によりまして検査を受ける人がいわゆる委託出張、検査官に出張してもらうその出張旅費を負担しなければならぬという制度になつておりますので、その額が年間大体二十万円ということになりますので、まあこういう極めて零細な利潤で以て仕事をしております輸出業者にとりましてはこれが非常に大きな負担にもなるし、又理窟から申しまして非常にその地区だけにその負担をかけるというところは適當でないと思ひまして今回検査官を常駐せよということにしたわけでございます。それでこの出張所を置きますとそこで検査ができる。こういう関係で、只今申上げました出張旅費の負担がなくなるといふことでこれは関係業者にとりましては非常に負担の軽減にもなりますし、延いてはまあ輸出の振興上も効果があるのではなからうか、そういう関係から地元、市、商工会議所から非常に強い御要望がございまして、かた／＼只今申上げました点を考慮いたしまして、こういう制度にいたしたいと、さうに考える次第でございます。

○天田勝正君 まあ確かに今の御説明の後段のほうのこの土地だけにたとえ幾らかの費用でありましても他の横浜とか或いは大阪とかと違つて余計の負担をさせるといふことは、これはバラ

ンス上思わしくない、こういうことはわかるのですが、その前段であります二十万円の出張費の負担云々ということでありますれば、それは業者とすれば一銭だつて費用は負担したくないという気持はわかるけれども、併しさつき御提出頂きました資料によりまして、金額にして二百六十九億何千万円もの生産がある。これが福岡の支所もありませんから、その半分として見たところでは百三十億も百四十億ものものを扱う、こういう状態の中に二十万円の負担が云々という、私は問題じゃないけれども、そういうことは大した問題でないけれども、この提案理由の説明にもありますように、検査手数料、それから職員の出張旅費を負担する、まあ検査手数料のほうは一般にこの種類似のものがほかにもございまして、これは慣行にもなつておるから別段それによつて検査を手加減とかいふようなことはなと思ひますけれども、一体旅費まで負担されて、それで厳正な検査ができるかどうかといふことについては多大なる私は疑問を持たざるを得ない。そこで私は何うのは、二十万円のこの年間の負担をするのにそれほどに要するに零細な利潤しかないのかどうか、扱ひ量は百三十億でございます、これは商売の常識で、我々もこういう業種ではないけれども、手がけたことはあるが、常識的にそんなものではございません。その中で便宜さを得られるならば、十、二十万などというのの商売上から見れば微々たるものだ、問題は時機を失するか失しないかとか、そういう事柄のほうに商人にとつては極めて重大であつて、もう十、二

十萬などというのは、まあ悪い例でございませうけれども、出張して来たお役人さんをちよつと接待すればなくなつてしまふようなお金なんです。それほどそれは重要なものではないと私は思うが、それが重要な要素なのかどうか。

それから今、最後に申上げました、たとえ一銭一厘たりとも業者が負担をせしむることによつて……、手数料は別であります、それで厳正な検査というものは私は行われ得ないと思うが、そういう点については如何でございませうか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど配付いたしました資料は、これは御承知のように生産の金額でございませう。それでこれだけの生産をやる人が負担をするものならば、お話のように勿論そういう問題は問題にならぬというふうにも考えられるわけでございますが、鹿児島島の港から輸出されますこの絹、人絹織物の額と申しますものは、先ほど申上げたように、約三千万円でございまして、一般にこの輸出商社の利潤というものは、非常に競争の關係もございまして、薄利の仕事をやつております。政府といたしましては、輸出振興の關係もありまして、いろいろ免稅その他の助成措置をとつていろいろ御承知の通りでございませう。従いましてこの鹿児島島の港から輸出される絹、人絹織物の金額、並びにそれを取扱います輸出商社という面から申しますれば、やはりこれは成るべく負担の軽減を図るということは必要であらうかと考えます。それからその旅費を負担した場合に、検査の厳正がそれで阻害されることはないかという点でございませう。

いですが、まあこの点は現実の問題として、そういう好ましからぬ問題の発生というところは承知いたしておられますけれども、併し建前から申しまして、建前としてはやはり成るべくは好ましくないことだと思ひます。従いまして今回こういうふうに出張所ができて、直接の検査手数料以外に、旅費の負担はなくてもいいということになれば、これはそのほうがなお好ましいことになると思ひます。

なおこれは申すまでもないわけでございますが、旅費を負担すると申しましても、これはこの委託出張の規則に基きまして一般会計の収入になるわけでございます。その出張した人間で入告知書等によつて納入して頂きます。それはそれで一般会計に通常の納入経費は、これは検査所の予算のほうから出す、こういう關係でございまして、そのもつた金を使つて出張するといふ關係はございませぬので、その点をなお附加して申上げておきます。

○天田勝正君 私には本件は、もとより賛成する心がまえで質問してはいるのですが、意地の悪い質問をするつもりはないのですが、これはね、かれこれといふ争つたりはしないことだけれども、私は局長は商売を始めるについで、二十万円の価値を余り御存じがない過ぎると思ひます。どう考えてもそう思う。一つ買つたつて、二十万円は超えるのですよ。この辺の土地を買つても、二十万円という金ではたつた四坪です。私も輸出を扱つてゐる人を知らな

いではありませうけれども、たとえ造花をちやちややつても、而もそれを下請程度にやつてゐる人だつて、今日商売をやる人にとつては二十万円の資金を云々といつたような問題ではないのです。これはもう明らかで、不便というよりなことのほうが極めて商売には影響する。これは私は質問の本筋ではありませぬから、何回も言ひ争つてもありません。ただここに説明されておられますように、出張職員の旅費の問題は、それは手続的にちやんと一般会計に入り、それから役所から改めて支出して出張せしめる、こういうことは当然でありませうが、そういうことで、当人はじかに向うから、手を出して、その手の上に向うから旅費として与えてもらふというのでないことは、これは常識から考えたつて当り前なはずでございます。どうしたつて今御答弁になるように望ましくないことだ。これは望ましくない。そこで今度はこの鹿児島島について、まあ国会の承認を得て出張所ができれば、それはほかにもう望ましくないことなれば、これは成るべく望ましくないことなれば、からやめなければならぬと私は思ひます。

そこで今度お聞きするのには、他にそういうところがあつて、その現に鹿児島島が今出張所ができていない状態と同様などところが他にやはりあつて、若しそれを今度の措置と同様に全部出張所を置くとなれば解消できませうが、それが直ちに置けないという場合、現状のままにおけるところの、全国で出張旅費の負担というのは、全国でどのくらいになるのでしょうか。

○政府委員(吉岡千代三君) これはこの検査所は相当以前から、戦前からずっと継続しておる制度でございませう。それから大体絹、人絹のこの織物の産地というものが、以前から大体その地域的に定まつてございまして、この検査所の配置を御覧願ひまして、大体これで御推測頂けるのではなからうか、こう考えておられます。それから産地に出る場合におきましては、この輸出品を出します港、神戸とか、横浜とか、そういうところに、更に検査所を設けておられます。従いましてその産地であるか、輸出港であるかといふところは、大体従来から検査所を配置しておるわけでございます。ただ鹿児島島につきましても、これは申すまでもなく、この戦争の結果、沖縄が外地の扱いになりましたので、そういう關係でこの鹿児島島から沖縄向け、その他一部は香港、台湾向け等にも参るのでございませうが、そういう關係がございまして、以前から……、以前の關係から申しますと、鹿児島島からそのいわゆる輸出品がその出るというふうなことを予想してはなかつたわけでございます。そういう關係で、鹿児島島につきましてもは産地という關係からも、又輸出港という關係からも、この検査機關が設置されてはなかつた、こういう状況でございまして、いわばこれは戦争の結果による例外的な現象であるといふふうにも考えられるわけでございます。勿論今後新しく輸出港が非常に増加して参るといふようなことになれば、或いはそういう問題も起るかと思ひますが、只今のところこれと同様な意味におきまして、特に検査所を設置しなれば非常に不便を感じるというふうな

ふうな關係は、只今のところはないわけでございます。

○天田勝正君 私は端的に聞くのです、とにかく鹿児島島に出張所を設ければ、今まで出張職員の旅費として業者が負担しておつたのは二十万円である、これが解消できる。他に今出張して検査して、業者が負担しておる旅費というのはいくらくらいございませうか。こういう質問なんです。

○政府委員(吉岡千代三君) これは極く……、この検査は大体検査所であるが建前でございます。ただ非常に大量に生産されます工場におきましては、一つ／＼これを検査所へ持込むといふことにも、非常に手数、又品質上の問題もございませうので、検査をやるだけのいろ／＼湿度とか、温度とかいうような条件がございまして、そういう面で、支障のない場合には、工場に出張検査を行なつておる事例がございませう。併しこれは大体同じ、例えば福井なら福井の同じ町の中その工場に行くという場合でございまして、この場合のように、福岡から鹿児島島に行つて検査をしておるといふような事例は、ほかにないわけでございます。

○天田勝正君 では私は古池政務次官にお聞きしますが、古池次官はもとよりその通産行政のウエテランなんです、而も私の承知しておるところでは、名古屋港というところを管轄する局長もなさつておるから、よく御存じだと思ひますけれども、今局長の御答弁のように、とにかくつた二十万円の費用で、好ましからざることをやつておるといふことなで、而もほかに殆んどないという状況だといふことをおつしやつておるのですが、

若し他にそういう出張する場合があつても、せい／＼やはりこれ程度か、これの倍額くらいしか負担させていないと思うのです。そうだとすれば、好ましくないことはやめられたほうがいい。別の例を申し上げるわけではありませぬけれども、昨年でありましたか……、の会計検査院の発表を見ましても、十分の一のこの抜取り検査をやつても、なお四十何億の国費が不当、若しくは不正に支出されていることが報告されておるのです。そうするとこれは全部十分の一なんだから、普通算術計算をしたつて、当然その十倍である四千八百億というものは、不正でないまでも、不当に支出されている、こういうことが当然想像できるわけですから、それはどの、一方においては不当な支出等が行われておるが、ちよつと加減しさえすればそんな二十万や、三十万のはした金が必要……、言つて見れば前も好ましくない要素を含みつつ業者が負担させるということは、する必要がないと私は思うのですが、これはこういうことはおやめになる御意思がございませうか。

○政府委員(古池信三君) 只今お説にございましたように、国がやる仕事について公務員が出張いたす場合の旅費は、もとより原則といたしまして、国家が予算を要求して、これによつて賄つて行くのが当然であらうと存じます。従ひまして、金額の多少ということとは、これは第二の問題としまして、原則としては、できる限り民間から旅費を醸出せしめるというやうなやり方はできるだけ避けて、本来の公務員の出張として、国がそれらの諸経費は飽くまで賄つて行くという建前を將來は

できる限りとつて参りたいと思ひます。

○天田勝正君 もう一点政務次官にお伺ひして、私は質問をやめますが、これは単にこの組織ばかりについて私はいふのではございませぬ。或いはむしろほかの例を以て申し上げますけれども、まあこの際は定員を、決して増加も、減員もしないで、こういう機構を調節すれば結構でございませう。ただその際私が心配するのは、他の、例えば電話局などに行つて見たらいたしますと、末端に行つて、実際に仕事をやる人がたゞというものは、人が足りなくて臨時の人を雇つてゐる。例えば東京の小さいほうの局へ行つて見まして、臨時の人間、臨時と言ひながら実際は常勤でありまして、何年もく動めておるといふ人を、ちよい／＼交えておるといふ現わし方をしつゝ雇つてゐる者が五、六十名も常時おる。この仕事はそれほど出て来るのはどこから出て来るかという、大方は、いわゆる上層部というか、本省というか、その係り／＼から果てしもなく、一日に一件乃至二件という報告を徴せられる。これは電話で報告を求められるものは、これは別だと思ひますね。文書で報告を求められるものだけでも一日に一、二件ある。で実際に仕事をやる、末端の国民にサービスをする係りは、一方これほど忙しくて、何も国民にサービスをしなさいとか、直接関係のないほうの人が、むしろ仕事をやるために報告徴収の仕事だけやつておる。それに間に合せるために、末端では定員に無理をし、且つ労働強化になりつゝも、この臨時雇を雇つて、そうしてどうやら間に合せよう、

こういうべらばうなことはやめて、それでその公共企業体ならば、その係りというものをどん／＼現場に出し、本省ならばそういう係りをやめてくれればいいんだ。ちつとも首切りは必要ない。そういうわけで、我々は随分耳にも入つておるし、誰が言つたというところを、相手さへ差支えなければいつても言えるのですけれども、お役人のことだから、自分が叩かれることを恐れて、私の名前は出さないで下さい、こういう始末なんです。そこで私はお聞きするのですが、やはりこの表を見ますと、末端では二人か三人の人が行つておつて、必死に、要するに国策の一端である輸出品の検査に當つておるものと思う。こういう人がもう報告ばかりに追つかかれるという状態では、それこそ好ましくないものであつて、こういう点はどうなつておられるか、このどうなつておられるかという点については、局長の御答弁で結構であります。若しそれがやはり私どもが見た他の役所と同様なことになつておれば、これは自由党内閣が、今行政整理というやうなことを大膽として掲げておる内閣でありますから、政務次官は、一体これに対してどういうお考えを持つておられるか、分けて一つお伺ひしたいのです。

○政府委員(古池信三君) 我が国におきましては、私の狭い見解でございしますが、国家の仕事にいたしまして、或いは公共企業体の仕事にいたしまして、更に民間の会社、団体の仕事にいたしまして、まだ／＼合理化されてないという点が多々あると思うのであります。これはいろいろ沿革上の理由もありましようし、又我が国における教育制度の結果であるとか、或いは国民性、その他その原因するところはたくさんあるであらうと思ひますけれども、もつと／＼仕事を能率よく科学的に考究して、合理化を図つて行くということは、大變私は必要であらうと思う。ただ人を減らせばよいというものではない。人を減らすということは、無駄な人を減らすということであつて、必要な人は、これは減らしてはいけない。その必要の最小限度ということをどこにきめるかと云へば、やはり事務能率の増進、仕事の合理化というところにある。そういう意味におきまして私ども仕事をして参る上においては、常にそういう点に心がけて、できるだけ全体の人間としての能率を最高度に發揮し得るやうな考え方をとつて行きたいと考えております。具体的に出張所などという仕事をしておるかということは、私より局長のほうが詳しくわけでありまして、局長より御答弁を申し上げますが、今度の行政整理におきまして、こういう本場の現場におきまして、いろいろ現業的な仕事に従事される方の整理は最小の率を当てはめるといふことになつておると承知しております。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申し上げましたように、戦前に比べまして、一人当たりの取扱数量が一日平均五百件というに該當すると思ひますが、それらの点もいろいろ説明いたしまして、今回の行政整理におきまして、最も低い比率を、たしか四割であつたと思ひますが、の整理率で検査機関のほうはやつて頂いておるといふやうな関係もございします。なおそういう関係もございまして、本省に対する報告その他できるだけ簡素化したしまして、できるだけ事務能率を上げるやうに努力いたしておる次第です。

○委員長(中川良君) それでは先般西田委員より御質疑がございましたのに対して、吉岡局長より御答弁願ひいたします。

○政府委員(吉岡千代三君) 現地に電話し、或いはこちらの県の出張所等で調べました結果でございしますが、時間が非常に短かくございしたので、或いは多少不正確な点があるかと思ひますが、大体のことを申し上げます、この前一例として山形屋というものを申し上げます、これは非常に大きなウエイトを占めておるやうにお取り頂いたと思ひますが、鹿嶋島から輸出されております繊維製品の中で、これは絹、人絹のみならず、他のものを含めまして、商社別に見ますと、全部で約五十近くの商社が昨年度中取扱つておりますが、そのうち山形屋の占めておりますウエイトは約一五%でございします。その次に丸文、丸竹というふうに、一〇%、九%、八%というふうなことでございまして、山形屋が非常に圧倒的なウエイトを占めておるといふ関係はないということをお知らせしたいと思います。

それからその次、絹、人絹繊維物について、申し上げます、絹繊維物につきましては、山形屋が約三割を占めております。人絹繊維物につきましては、五%足らずでございします。それで全体といたしましては、人絹繊維物が九割近くでございしますので、国営検査の対象になつておる絹、人絹繊維物につきましては、山形屋の占めておるウエイトとし

では五〇程度であるということをお承知願いたいと思ひます。それから比較的ウエイトの高いと申しますことは、実は戦前に山形屋が沖繩にやはり山形屋という店を出しておつたという点でございませう。現在は名前が或いは變つてゐるかも知れんということでございますが、山形屋としては主として同系統の沖繩の店の關係の輸出をやつておるといふような状況のようでございます。それからこの会社といたしましては鹿兒島のデパートをやつておりますは、株式会社山形屋と申しまして、これはデパートでございますから小売のほうをやつておる。それからもう一つ株式会社山形屋卸売部という会社がございまして、これが一般の卸並に貿易の仕事をやつておる、こういう機構のようでございます。

○西田隆男君 山形屋の絹、人絹の売上げは五〇程度ですか、これは総販売高ですか。輸出が五〇程度ですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 鹿兒島から輸出されております繊維製品の中で、これは絹、人絹その他も含めて山形屋の占めてゐるウエイトは五〇程度である。それからそのうち直接に本件に關係のございませう絹、人絹織物につきましては、山形屋の占めてゐるウエイトは五〇程度である。それからこの仕入先といたしましては大体内地の丸紅とか伊藤萬とか、中央の卸売問屋を通じて仕入れてゐる。産地としては従つて主として京阪神の地区から仕入れておる。こういう状況でございます。

○西田隆男君 大体数字的な説明についてわかりましたが、そうすると山形屋を例にとつたのでありますが、山形屋ではやはり京阪地区から国内品として仕入れておるわけでしょう。そのうち五〇程度が輸出されておるといふ結果になつておるのですか。他の丸竹とか、丸文とかという商店のものはどういふような状況で仕入れて輸出をしておるのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 五〇と申しますのは、鹿兒島港から輸出されております全体の絹、人絹織物の中で、山形屋の占めておるウエイトが五〇程度である。それからいさうしく申上げますと、山形屋卸売部で扱つております総取扱高が年間約六、七億である、そのうち輸出向のものが約一割程度である、こういう事情であります。

○西田隆男君 六千万円のうち絹、人絹はどのくらいあるのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 人絹の織物だけの金額は実は調査ができませんのですが、先ほど申上げましたように数量におきまして五〇程度でございます。先ほど申上げましたように絹、人絹織物の輸出の全体の金額が約三千万円でございますから、これは数量と金額と必ずしも正確には比例しないかと思ひますが、比例すると仮に仮定いたしますと、三千万円の五〇でございますから、百五十万円の程度になる、こういうことになるかと思ひます。

○西田隆男君 結論的に言いますと、六千万円を売上げてゐると、そのうち百五十万円の輸出を出してゐるといふことになるのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) これは只今申上げましたように山形屋の卸部と申しますのは輸出品の關係と鹿兒島市内或いは近辺に対する卸業務、両方やつておるわけでございます。数量から申しますと、ほかの繊維製品をも含めまして、卸部の取扱高のうちで輸出品は約一割である、こういう關係でございます。必らずしも余つたものを輸出しているということではないと思ひますが、殊に先ほど申上げましたように、主として同系統の沖繩の商社向の輸出のものを輸出しておるといふ關係でございます。又同時に他の多数の商社とも競争してゐるといふ關係もございませうから、これが独占してゐるか、或いは余つたものを輸出してゐるといふようなことにならないと思ひます。

○西田隆男君 私が山形屋の問題を、この前の委員会でも持出したのは、あなたの御説明の中に、三千万円のうちこの大部分が山形屋から出ているということだつたので、山形屋のことをお聞きしたのである。山形屋から五〇しか出ていないということであれば、外の余計出しているものを実は調べてもらわなければいかんのです。山形屋にこだわつて聞いただけではないのです。なぜかういふことを聞くかと言へば、輸出品として当然検査を受けたものを輸出する状態にあるにもかかわらず、福岡から出張して鹿兒島だけは検査は国内品であるために受けて輸出をしなければならぬ。それが絶対的な条件か、或いは検査を受けたものを賣つて輸出するほうがいいのかというところが一つと、もう一つは、沖繩が元日本の領土だつた關係上、外国に輸出できるものとしての検定を受けた品物より規格において悪いような品物を国内品として仕入れて、それが沖繩に輸出されてゐるといふような、そういうことはないのである。この二点を知らなければ、今

のあなたの御答弁を聞いておりますと、どうも善意に解釈して見ても余つたものを輸出しているように考えられるし、特に御覧の山形屋という株式会社があれれば、その山形屋で当然輸出するものとして輸出品の規格を受けたものを京阪神の市場で仕入れてここので売ることと不可能ではないと考えられるし、ます／＼私どもの疑惑を深くするわけですが、なぜ出張してまでも検査をしなければならぬような輸出品の買付方を鹿兒島の商社が特にしておつたかという問題について御説明をお願いしたい。

○政府委員(吉岡千代三君) 前回は十分調査しておりませんでしたので非常に山形屋のウエイトが大ききように申上げましたことは間違つておる点でございます。只今申上げましたように絹織物等につきましては相當のウエイトを占めておりますが、全体としてはそう大きなウエイトでないということで御判断をお願いしたいと思います。

それからその次のお尋ねでございますが、これは沖繩向の輸出いたしますものは、他の輸出商品と同様に、これは必らずしも日本人が使うということもございませうし、更に沖繩からこれは輸出されるという場合もございませうので、これはやはり一般の輸出品と同様に、輸出検査を受けなければ輸出できないという制度になつております。それならば産地において輸出検査を受けたいいじやないかという点は、確かにその通りでございます、勿論産地において輸出検査を受けておりますものは、改めて輸出検査を受けずして輸出できるわけでございます。ただこれ

はまあ、私も仔細に現地の事情を調べておりませんので、確信を持つて申上げることと如何かと思ひますが、一面にはやはり何と申しましても、沖繩の主たる商社は日本人でございますので、その好み等の關係から、やはり内地物、いわゆる品質としては内地物が好みの対象になるのじやなからうか。

で、それを一般的に仕入れをいたしまして、その中で沖繩の商社との取引關係等からいたしましてこういうものが向うでも要求されるというような場合におきまして、それが沖繩向の輸出になる。そういう場合には最初から産地で、いわゆる外国に出すものと異なりまして、いわば鹿兒島までは内地での取引の形で進みまして、そこから向うに行く場合には、これは先ほど申上げましたような關係から、輸出検査を受けなければ出せないという關係になりますので、自然そういう場合には鹿兒島の港において検査したほうが便利である。こういう關係が出て来るのではないかと思ひます。その辺のところは……

○西田隆男君 あなたの言うことは筋道が立つてゐるようで実は筋道が立つていないのです。昨日、今日始まつた貿易ならあなたの言うことは通るのだが、何年も何年も輸出してゐる。従つて仕入をする店にしてみれば、輸出するのがどれくらい前年度においてあつたからという予想で今年は幾らぐらいたかからという希望数量を買入れるのだし、買入れる場合は、単に国内品として使つてゐるようなものは向うの嗜好に適するのだと言へば、それを京阪神市場において輸出検査を受けさせて鹿兒島に持つて行つて輸出すると

いうのが、これがノーマルな状態における輸出なんです、それを鹿児島だけは特に福岡から出張検査を毎年々々してもらつて、あなたが言つてゐる通りに、年に二十万の負担が影響するといふ商社であるのかかわらず、毎年毎年検査を受けないで品物を全部輸出をしてゐるという事は、これは常識的に考えられない。若し私が言うように、京阪神市場において大部分のものを輸出検査を受けた品物で仕入れて、それを沖繩に出しておれば、これはそのうちの増加したもののだけが検査を受けられればよいということになるので、別に出張所というものを置かなくてもよろしいということに私はなると思う。これは天田君も言われたが、これは極めてタイムリーにやらなければいかんという観点からすれば、如何に少額の輸出であつても、これは出張所を置いて行くほうが便宜であるに違いないが、この前の委員会からずつとあなたの御説明なり答弁を聞いてゐると、どうも必要性が、置いて悪いことではないけれども、無理に出張所を置かなければならぬという必要性がどうしても私は感知できないのですがね。京阪神市場から仕入れていけば京阪神市場において検査を受けたものを仕入れるという事はできないのですか。

○政府委員(吉岡千代三) これは先ほど申しましたように、輸出検査は、やはり産地と輸出港という二つの性格を持つておりますことは、検査所の配置を御覧願ひまして、一般的に御了解願ひるのじやなかろうか。勿論それは横濱とか神戸というところとは比較にはできないと思いますが、やはりこれらの地区におきまして、特に検査所

の本所を置いてゐるということ、実際の便宜から申しまして、産地と輸出港二カ所を重点にやはり輸出検査というものを考えるべきもんじやないか。こう考えるわけでございます。なお具体的鹿兒島の関係につきましては、滝沢説明員から補足説明をいたしたいと思ひます。

○西田隆男君 一般論はあなたのおつしやる通りです。併し鹿兒島だけ特にそういうような仕入方をしなければならぬという理由が私にはわからないのです。仮に嗜好が、国内品と同様のものが、沖繩方面にそういう嗜好が多いのだということであれば、生産地で毎年仕入れるときに、輸出がどれだけのやうな見当をつけて仕入れるのでしやうから、そのものはすでに検査を受けたものを仕入れていけば……二十万円の負担が非常に困るということないんだから、これは検査費を使わなくてもいいんだから、輸出をする商社としてはそのほうが非常に便利なんです。思ふ。ほかに何の意味がないとすれば……まあ一応御説明を聞きましよう。

○説明員(滝沢農君) 御説明申上げます。京阪神が大体産地でございます。その土地から大体仕入れておられます。山形屋の例をとりまして大体御部では輸出向は一〇%でございます。そういたしますと、運賃の関係から行きますと、内地物と一緒に鹿兒島まで持つて参ります。そしてあとは機帆船とかそういうもので沖繩まで持つて行く、そのほうが有利な場合が多いのださうでございます。そのために一応一〇%の輸出品と一緒に梱包いたしました、そして鹿兒島まで持つて参ります、そこで沖繩に仕向けられる

ものと、鹿兒島その他の府県で捌けるものと仕分けいたしました、そして輸出向けに向くものにつきました。輸出の手続を済ませて輸出をするのは、うでございませう。それから絹、人絹以外の繊維製品につきましては大体そういうやうな嗜好をとつておりました、綿スフ織物とかその他の織物につきましても大体福岡附近とか京阪神、そういうところから仕入れておるやうでございます。但しメリヤスとかその他の二次製品につきましては鹿兒島でも若干でございます、その府県でできたものをそこで検査を受けてそして輸出をいたしておるやうでございます。

○西田隆男君 鹿兒島附近でできるものを鹿兒島で検査をするという事は、これは当面で何も異議ありませんが、梱包して送るのは何も鹿兒島までわざわざ持つて来て鹿兒島で検査をしないければならぬという理由は何にもないじやありませんか。京阪神で検査を受けたものを梱包して送つたらどうですか。

○説明員(滝沢農君) その点につきましてはは繊維局といたしまして従来から検査というものは成るべく産地で検査を受けまして、そして梱包して輸出港まで持つて行くやうに、こういう指導をいたしたわけでございます。ところが鹿兒島から輸出される数量が、あそこにおります百二十四社でございますが、その商社が取扱ひますのは数量的に見ますと非常に僅かな部分でございますので、初めからしつかりした梱包をして買付けることができないのだ、こういうことでございまして、趣旨はわかるけれども実行上商売は成立たない、こういうことで実は鹿兒島でも是非検査をして頂きたい、こういうふうなやうに伺つております。

○西田隆男君 そんなことは法律の検討の説明にはなりませんよ、そういう、今あなたの言つたやうなことは、数量が少ないから検査の対象にならない、数量が多くなると少なくなると、一つのものでも検査しなければならぬという規定はどこにもないはずですよ。一つか始まつた百ですから、百のものは検査をする、一つのは検査をしないというべら棒な検査はない。当然大体今生産地でやつて、生産地で検査の必要なものだけ、これはもう絶対必要な条件、できないものを輸出港でやるというところが私は建前と申すので、特に出張の費用をかけて出張所を作ると、こういうのですから、これは経費は殖やさない、人間も殖やさない、こゝろいふことになつておるけれども、それは福岡にたま／＼あつたからその経費も人間も殖やさないというが、なければまあ鹿兒島に経費を殖やし、人間も殖やしてやつて行かなければならぬ。必要性があるかどうかというところでこれは承認するか承認せんかということができます。而も只今局長の説明では何です、二十万円の費用の負担に堪えないと、こういうことじや、それじや説明にならないです。私は出張所のことに反対せんがために反対してゐるのじやないです。そのうじやないけれども、どうも説明を聞いてゐると大して必要性がなさそうに思ふので、ここから如何にタイムリーが必要であるとは言ひましても月に一回も出張しておやりになつたらで

きそうに思われる。それを今検査されておるものを鹿兒島に持つて行つておられないから検査をするのに検査所が必要だ、検査済みのものを持つて輸出港に歸られたら検査出張所を置く必要がないと考えるがどうですか。

○説明員(滝沢農君) 鹿兒島からの輸出されております状況を見ますと、繊維だけで梱包されないで、地下足袋とかその他の雑貨品、歯磨粉とか、そういうものがございまして、そういうものと一緒に入パックされて、そして輸出されるのが主のやうでございます。そのために初めから検査を受けまして、そしてそのものを輸出する、こういうことに行かんのさうでございます。それで輸出検査のほうは大體検査いたしました製品の端々にバスナリグレードの判を押しまして、それから梱包いたしますと、又インスペクテイドの判を、証紙でございますが、それを貼つておるわけでございます。それいたしましたと鹿兒島で以てそういう地下足袋とか、鉛筆とか、歯磨粉なんかと一緒に詰合せますと、そういうときにそれができないことになるわけでございます。そういうために鹿兒島での検査が必要になるわけでございます。

○西田隆男君 なおおかしいので、梱包は必ずしも一つのものに梱包しなくても、梱包したものを幾つも合せて一つの包みにしたらいひので、何も検査をしたものを引き破つてしまふということはないのですよ。そんな繁雜なことをすることは一つもないのですよ。仮に人絹なり地下足袋を京阪神市場で買ふときは、梱包は鹿兒島に送る。地下足袋もそう、必ずしも人絹と地下足袋

を又破つてしまつて、一緒にしなければならぬという理由はどこにもないやないか。

○政府委員(吉岡千代三君) これはどうも御明敏な西田先生のあれで、甚だ明快な答えがでなくてあれでござい

ますが、やはりこれは沖繩との取引というものは勿論それは再輸出のことと考えられます。消費者も外国人もおるといふことで、建前としては輸出品と同じような嚴重な扱いをしなければならぬ。併し従来の經驗なり必要から申しますと、いわば内地取引と輸出取引との中間的な性格を持つておるわけでございます。同時に荷口も非常に少い。従ひましてその梱包等の面におきましてはこれは輸出検査のほうの非常に重要な要素になつておりました。輸出品とするからには嚴重な梱包をしなければならぬ。併しそれには荷口が非常に少い場合があり、又いろいろ混合して梱包するような場合も、これは実用として認められない。そういうことになりまして一般の輸出品のように産地で正規に検査を受けるというところは方針としては勿論さうあるべきでございますが、その一本槍ではやはり実情に即さない場合が起らざるを得ない。そういう關係上やはり鹿兒島で輸出検査を受け、更に梱包の輸出検査を受けて出すという場合を認めざるを得んのかやなからうかと思ひます。その辺はさういふ戦争による特殊の事例としてお考えを願ひたいと思ひます。

○西田隆男君 今のその政治的な局長の答弁を聞けば、我々もどうでもこうでも追究して行こうとは思ひませんが、併しそれは日本人の貿易に対する

考え方の一番誤つた点ではないかと思ひます。例えば沖繩に持つて行つても、沖繩人だけで使うわけではなくて、外国人が一人でも二人でもその品物を買う。それが輸出されるものと同一規格のものであればこれは文句ないと思うのです。ところが沖繩で買つたものがいささか品質が落ちたものがあるといふことになると、これは一人が買うといふことは百万人が買うといふことです。鹿兒島から輸出をしたものだからといふので、局長みたいな政治的な解釈をしておればいけれども、買うほうはさう考えないで日本の品物はこんなものだ、沖繩で買つたんだといふことになれば、日本の貿易に非常に大きな影響を及ぼすと思う。日本人は大体外国人に対して、もう少し徳義的に考えた品物を作つて売るようにしなければならぬ、かね／＼から私は思つてゐる。その一端の政策の現われがまあ局長に言へば政治的な解釈になつたのではないか。要約すれば鹿兒島の輸出業者のための便宜をこの程度図つてやらなければならぬといふ考え方が、品質の点はどうか知りませんが、悪い品物が入つておるといふことも考えられる。さういふことのないように特にこの検査の出張所を作り、Aが行きBが行き、若しもさういふ不正なことをしようという業者があつたら、それに公正な圧力を加える、その場合に今までよりもつと／＼悪いことが行われるとすれば、それは行われる可能性があり、それは日本の貿易にとつて決してプラスではない。それでこれは日本の貿易にとつて、輸出をして行くについて非常に大きな影響を及ぼすものであり、私はこれを心配し

ておるんで、根強く聞いておるんです。併しもう御答弁は要りません。だからさういふことのないように特に御注意を願ひたい。鹿兒島だけではな

い。どこでもこれは必要だと思ひます。

私は希望を申し上げておいて、別に反対ではございませんから、質問はこれで打切つておきます。

○海野三郎君 昨日局長の答弁では福岡には三人というお話だつたが、ここに五人となつていますが、これはどうした違いでしょうか。そこをちよつとお聞きしたい。この人員の配置です。福岡には三人行つてゐるというお話でありましたが、そのうち一人鹿兒島にやるんだというお話のように私は伺つた。今日見ますという、福岡は五人となつておりますが、これは間違いですか。

○政府委員(吉岡千代三君) この五名のうち、二名が病気で今休んでゐるさうでございます。実際の人員で三名といふことを申し上げましたが、さういふ意味であります。

○委員長(中川以良君) 御質疑ござい

ませんでしょうか。

○松平勇雄君 一点だけ伺ひたいのですが、この鹿兒島へ出張所を設けられると、事務所はどこかの事務所の中に入つてやられるのですか。新らしくどこか事務所を借りるのか……。

○政府委員(吉岡千代三君) これは従来から地元の御厚意によりまして市の商工会議所の建物をお借りして検査をやつております。それでこれはほかの民間の検査機関もそこをお借りしましてやつてゐるようでございます。その点は従来通りそこをお借りしまして

検査をやるということでございます。

○松平勇雄君 それは、事務所又は電話を借りるのは無償で借りるわけですね。

○政府委員(吉岡千代三君) 只今例にお答へになりましたようなものは、これは庁費の予算がございしますので、それでお支払いするといふことでござい

ます。

○松平勇雄君 さうですか。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。別に御質疑もないようでございますが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを頂きます。

○天田勝正君 私は本件に賛成いたします。但し私は先ほど質疑の中でも申し上げておきましたが、通産省はこれらの輸業者に対してはいろいろ／＼な指導援助等を行なつてゐるのであります。が、それにもかかわらず、検査員が出張する場合に委託出張規則に基いて出張旅費は業者に負担させる、そのことと自身が一面援助しながら、一面は負担を加重してゐる、さういふ矛盾であつて、これは先ほどの政府側の御答弁によりましては好ましくないことであると言われております。私がさういふ微細なことを、これはよろしくないといふことを繰返し申上げるのは、元來さうでなくとも業者と官庁との腐れ縁といふものがたかどきやすい、裏口においては、だん／＼とさうした傾向

が生じやすいのが常であります。それを役所の表口のほうにおいてさえもかように業者から旅費を受けてその検査に當る、さういふことになれば役所は表口ですらさうやつてゐるのだからといふやうなことで、裏口の腐れ縁がますます危険の度を増す、さういふことを憂えられるのでございまして、さういふ点からも、これは誠に芳ばしくない処置であるから、政務次官が御答弁なさつておられますように、速かな機会にさうしたことの僅かな経費の負担で済むことは、好ましかるざる方

向から、好ましい方向に向つて頂きたい。

それから、これ又先ほど申上げておきました、これらの検査員は勿論専門の技術を身に体して、又末端においては極く少人数によつて輸出産業の一翼を担ひ、さういふ仕事をしてゐるのに従来役所の慣例としてこの末端の仕事をする人たちが、むしろ本庁の机に坐つてゐる人の仕事のための報告書ばかりに追われて、本来の仕事がたかどきさかになるといふことが例としてどの御答弁のうちにさうした方面のこととは本来の仕事でないものでありますから、これらを簡素化して、これらの人たちが本来の責務に尽瘁できるように、一つ御監督を願ひたいといふことを、希望を申上げて賛成いたします。

○委員長(中川以良君) ほかに御意見ございせんか。

○三輪貞治君 私は本件、地方自治法に基く承認を求めた件につきまして賛成をいたします。ただ質疑の過程、或いは資料等で見ますと組織製品検査所、本所、支所、出張所を通しての人

員の配置等についてもその適否について若干の疑問を持ちます。併しながらさようなことは将来の検討に任せることとしたしまして、この鹿兒島の輸出繊維製品検査所出張所の必要性ということについてだん／＼伺つて見ますと、止むを得ない事情もかなりあるようであります。特に鹿兒島は現在において

は日本の最南端でありまして、沖縄、台湾を失いました今日におきましては南の輸出貿易の一つの拠点とも考えられるわけであります。その他まだ開港場として二、三のものがあり、従来とかく貿易不振のために或る輸出の一定金額に達しないために開港場の取消をされなければならないという

ような悲運に立至つておる港もあるようであります。そういうところにおきましては繊維製品のみならずその他の輸出品の、輸出品の検査所の設置を望んでおる声もありますので、自治庁内においてはそれらの点についても十分御検討をお願いしたいということを附加えまして、なお天田委員からも、

先ほどは西田委員からも仰せられましたが、特にやはり一人の人が常駐いたしまして検査をするというような場合には、ややもすると馴合いと申しまするか、非常に一つの規格に基いて検査をされるにいたしまして、そういう点も必ずしも出ないとは限らないのであります。十分に日本の輸出品の価値を維持し、なお高めるといふ立場から厳重なる検査を実施されるように要望いたしまして賛成をいたします。

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

多教意見者署名
海野 三朗 三輪 貞治
天田 勝正 西川 弥平治
西田 隆男 酒井 利雄
白川 一雄 松平 勇雄
岸 良一 加藤 正人
武藤 常介 石原幹市郎

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それでは次に日本製鉄株式会社法改正法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず前回に引続き質疑をお願いいたします。(質問なしと呼ぶ者あり) 格別御質疑もないようでございますが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

多教意見者署名
海野 三朗 三輪 貞治
天田 勝正 西川 弥平治
西田 隆男 酒井 利雄
白川 一雄 松平 勇雄
岸 良一 加藤 正人
武藤 常介 石原幹市郎

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【賛成者挙手】

せん。但し審議の過程を通じて明らかになりましたように、私はすでにこの改正は二度、三度ということでありまして、これらは極めてその都度改正、こういう気がいたすのであります。而もそれが予測されない事態が起きたが故に、従来の見通しが誤りであつて、又改めて変更しなければならぬということならば、これはどなたもうなずくのでありますけれども、さうではない、特段の理由が新たに発生しないのに、一度改正、又二度、三度、こういうことは何といたしまして、通産行政が如何に見通しがなかつたかというところを現わすのでありまして、特に我が国の製鉄事業のような極めて重大な業態に関連をするこういう法律案というものが幾たびも幾たびも改正されるというところは極めて不見識である。今後この種案件についてはかかることのないきよう通産当局において注意されることを希望いたしまして賛成いたします。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

多教意見者署名
海野 三朗 三輪 貞治
天田 勝正 西川 弥平治
西田 隆男 酒井 利雄
白川 一雄 松平 勇雄
岸 良一 加藤 正人
武藤 常介 石原幹市郎

【賛成者挙手】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして御異議ございませんか。

【賛成者挙手】

うございました。厚く御礼を申し上げます。御承知の通り、只今当委員会におきまして審議をいたしております石油関係二法案につきましては、政府にその提案理由を先般承り質疑を續けておるのでございますが、政府がその提案理由で述べておられます通りに、いわゆる石油資源総合開発五カ年計画の促進ということが今回の法案の根本をなしておりますのでございます。そこで当委員会といたしましては、石油資源開発五カ年計画につきまして新界の権威者の御説明を承りますと、共に、五カ年計画が達成せられると、果して国産原油の年産が予定の百万キロリッターに到達することが技術的に果して可能であるかという点でございまして、この点が本当に確信があるかどうかという点をこの際特に皆様方にお尋ねをいたしたいと存じます。同時に、又この問題は一応技術的理論的に可能であるとしたとしても、実際に開発の仕事に当つておられるところの企業者側におかれまして、これを達成するところの確固たる御決意と御用意があるかという点もこの際明らかにいたして置きたいと存じますのでございまして、参考人の三君の御陳述の内容については、これらの点について腹藏ない御意見をこの際述べを頂きたいと存じます。なおその他委員会審議に關しまして参考となり得る事項等につきましては、何とぞ忌憚のない御意見を御開陳を頂きたいと存じます。お一人約十五分間ぐらいの程度で以て御公述をお願い申し上げます。それでは最初に上床園夫君。

○参考人(上床園夫君) 私東京大学の教授上床園夫であります。只今委員長

のほうから御紹介がありましたような問題につきまして、実は石油開発五カ年計画の必要性につきましては、すでにもう御承知だと思ひますし、又政府当局のほうからも例を挙げて具體的な御説明があつたと思ひますので、その点は省きまして、今日は五カ年計画の開発に對するいわゆる先ほどお話がありました可能性につきまして技術的な面からその要点をお話上げたいと思ひます。五カ年計画の開発の可能性と資源量が日本の油田の中にそれだけの計画をいたしますについて、あるかどうかというところが、まあその主点なのであります。それでそのことにつきまして石油及び天然ガス資源開発審議会というものは、これは御存じのように、石油資源開発法が一兩年前に実施されましたときに、その法律に基いてできた審議会でありまして、その前身、やはり占領當時に進駐軍が参りまして、そうして石油開発促進委員会というものを作りました。これはプレトリアン・エクスプロレイション・アドバンスト・コミティーといつておつたんですが、これは進駐軍のいわゆる天然資源部のいわゆるヨーロッパ及びアメリカの石油技術者が指導をいたしまして、そうしてその委員会を作り、そうして我が国からはいわゆるそれに關係のある学識経験者というものを集めまして作つた委員会でありまして、その委員会におきまして、日本の油田を再検討するということになりまして、それ以来ここ数年間の間、その委員会によつて調査を進め、或いは探査を進めて来ておつたのであります。たまたま一兩年前に新しく石油資源開発法

が実施されました、今度はその委員会が改組されました、そうして只今の石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会というものが成立して来たのであります。従つてこの五カ年計画は、只今の委員会、いわゆる審議会から提出されておりますが、その資料となりますものは数年来検討して参りましたそのP.E.A.C.の資料をそのまゝ引継ぎまして、そうして今日その資料に基いてこの五カ年計画を立てたのであります。それが、この審議会の経過と、それから五カ年計画を立てますについての資料についてのいろいろな検討、経過であります。そういう審議会の審議の結果、一昨年の暮から昨年の夏八月頃までかかちまして、日本の石油油田の開発に對してもつとこれは再検討して更なるかという議論が審議会に起りました、そうしてこの五カ年計画なるもののいわゆる案を作つたのであります。そうしてそれを通産大臣のほうに昨年の九月答申いたしました。それはお手許に審議会の答申案として渡つておると思ひますが、そういういわゆる議案が通産大臣に提出されたのであります。その当時私も参りまして説明をいたしましたのであります。それが通産省において採択されました、只今のような、御案内のような結果になつて来たのであります。

次に、ではその五カ年計画をなすについての資源量の可能性について入ります。その審議いたしました結果、次のような資源量につきましての結論を得たのであります。それは今直ちに試験をする、そうしたら油が出るという個所が百五十六カ所出ました。それはその答申案にもありますように、北海道から青森、秋田、山形、新潟、それから静岡、その他の地域が加わつております。それからそのほかに石油の可能性があるからして探査調査すべき地域という地域が百六十八カ所出ました。それのもやほり北海道、秋田、山形、新潟、その他から合計いたしました百六十八カ所出たのであります。

それでこの結果に基きまして、先ず試験に際しましてどういふ順序で試験するかということ、これを五カ年に分けたらしまして、計画的にその探査のいわゆる試験の計画を立てたのであります。ところでその試験の百五十六カ所の中で、これを探掘と試験に分けて、試験のほうは百一十一カ所あります。これは新しい所、それから探掘のほうは四十五カ所あります。これは既成油田の、いわゆる深い所を掘るわけでありまして、例えば八橋油田をもつと深く掘るとかいうのは、この探掘のほうに入ります。それが四十五カ所、試験のほうは百一十一カ所の中で、空井戸を掘ります数が、一カ所に三本といたしまして三百三十三本の掘りかけであります。その総メートル数が四十二万六千九百メートルになるわけです。従つてそれを平均いたしますと、一個当たりが千二百九十三メートルになります。それが試験のほうであります。探掘のほうの四十五カ所におきましては、三本ずつ掘りまして百三十五個掘りまして、その総深のメートル数が二十万九千四百メートルになります。従つて一個当たり平均千五百五十一メートルの井戸を平均の深度として掘ることになります。

そういうしますと、それだけの井戸を掘りまして、それは計画を立てたわけですが、一体油がどのくらい出るかということがこれは非常に技術的にむづかしい問題でありまして、それをどういふふうに計算したかということでもあります。これを一つお聞き願ひたいと思ひます。それは我が国の過去二十年間のいわゆる試験の実績即ち探掘の実績をとりまして、試験にいたしました個所が百三十二カ所あります。その中で井戸を掘りました数が三百九十三個あります。総平均のメートル数が三十五万九千六百二十六メートル、一個当たりの平均深度が九百五十五メートルです。それだけ掘つたわけですから、そうしたら新しい油田が幾つ見つかったかということ、二十年間に十四の新らしい油田が発見されております。そういたしますと、発見率は幾らかといふと、大体一〇%、十本掘つて一本當つたといふのであります。そうしてどれだけの油が、いわゆる可採油量として計算されたかと申しますと、七百八十四万トン出ております。従つて一つの油田が大体五十六万トン、まあ大体六十万トン級の油田が発見されておるといふ実績があるのであります。それで審議会といたしましては、この過去の我が国のいわゆる油田開発の実績を、今のお話いたしましたこの計画に當てはめて見たのであります。それ以外に実際のデータとしていわゆる資料として當てはめるいろいろな資料がありませんので、これが一番合理的だと審議会では考えましたので、この二十年間の資料を當てはめて見ました。そういうしますとい

うと、次のような結果になるのであります。

試掘地域が新しい五カ年計画で百五十六カ所ありまして、新油田発見率が一〇％であります。そういたしますと、百五十六カ所掘つて一〇％ありますのであります。大体十五カ所の新しい油田が発見される。そういたしますと、過去二十年間の油田が五十六万トン出ておりますからして、それを掛けるわけであります。そういたしますと、今度それに対して過去二十年間に比べては、平均深度が九百十五メートル掘つておるわけですから、今度の計画におきましては、試掘におきまして千二百九十三メートル、探掘におきまして千五百五十一メートル掘るのでありますからして、過去のいわゆる掘る作業量に對しまして、大体におきまして五〇％の増加であります。従つて採油量も五〇％増加するものとしたしまして、千二百六十万トンの油が可採油量として出て来るという勘定になつたのであります。従つて新しい油田を発見いたしますと、可採油量が千二百六十万トンが見込まれたわけでありまして、これが第一次採油法によつて採掘される油の量であります。次に二次採油法、いわゆるセコンダリー・リカバリーでありますが、この方法によりまして、今度は更に油がとれるのであります。この二次採油法と申しますのは、今度の戦時中にアメリカが古い油田に對しまして、やはり石油の増産を図るために油層にエネルギーを与へまして、そうして地下に残つてゐる油を、これを押し出す、そのエネルギーを、これを押し出すと云ふという

方法と、それから水を注入いたしますウオーター・フラッディング、即ち水攻法というこの二つの方法を利用いたしまして、アメリカでは非常にいい実績を挙げております。その数字はいろいろあるのでありますが、時間がありませんので申上げませんが、そのセコンダリー・リカバリーの方法を我が国におきましてこれを採用しようというのであります。それでこの問題につきまして、進駐軍が私にアメリカの二次採油法を見て来いということでありましたので、三年ほど前に私それによつてずつとベンシルバニア、それから中部の油田、それからカリフォルニア油田と、アメリカの二次採油法を実施しております油田をずつと見て参りました、その結果を参考とし、日本の油田にそれを実施しようということになり、同時に又進駐軍といたしましては、アメリカのカリフォルニア大学のサマソン教授を招聘いたしまして、そうしてこの二次採油法を実際に具体的に実施しようということになりました。そこでやはり先ほどの委員会におきましてこれを実施するということを検討したのであります。その実施を秋田の八橋油田に実施いたしました。

その結果を申上げますと、大体増産いたした事が六六％増産いたしました。非常にいい結果であるのであります。でありますからして、このいわゆる第二次採油法を実施いたしますと、更に油が増産するということになるのであります。ところで、このいわゆる新しい油田の発見による増産と、それから二次採油法による増産、それから更に一つは、この二次採油法と言いますのは一次採油法、いわ

ゆるプライマリー・リカバリーの方法と同時にアメリカで行なつておりまして、二次採油法というのは老朽油田に對しますいわゆる若返り法と考えられるのでありますが、併しながら新らしく発見された油田に一次採油法と同時に二次採油法を行なつて行く、つまり並行して行なつて行きますという、

油の増産が大きくなるわけでありまして、今申しましたいわゆる五カ年計画で新らしく発見された油田に對しましてこれを、二次採油法を同時に行うという結果をもたらしますと非常に増産するという結論になるのであります。その結果をいたしまして、どれだけの可採油量が得られるかと申しますと、既成油田に對しまして従来一九一六年から一九五二年まで大体三十五、六年間に我が国では千二百三十五万トンの油をとつております。この油田に對しまして二〇％の採油量を、いわゆる増加率をセコンダリー・リカバリーでとるということにいたしますと、二百四十七万キロリッターとれます。それから新油田に對しましてこれが先ほどお話ししたように、千二百六十万トン出ることになりますので、これに對しまして二次採油法を行なつて二〇％仮にとれたといたしますと二百五十二万トンとれるわけでありまして、これを合計いたしますと、二次採油法だけで四百九十九万トン、大体五百万トンの油が二次採油法だけでとれるわけでありまして、これを先ほどの新油田の発見の千二百六十万トンに加えますと、大体千七百五十九万トン、大体千七百六十万トンの油が可採油量として出て来るのであります。この千七百六十万トンという数字は、従来日本が七十年間日本の

油田を今日までやつておりますが、大体今までとつた油は千七百六十トンぐらゐとつております。でありますから、その五、六十年の間にとつた油がこの数年間の間にこの実施方法をいたしますというと圧縮いたしまして増産する、という結論の数字が出て来たのであります。

以上が、大体資源量が、日本の油田の資源量が五カ年計画を実施するについで決して無理な資源量でないのだ、大体過去の実績から実施いたしまして、過去は三十年も四十年もかかつてだら／＼三十五万トンの油をとつておつたのを、それを五カ年間に圧縮して、そうして試掘や掘る量を盛んにやれば、その三倍の百万トンぐらゐになるのは決してこれは難事ではないという結論の数字を得たのであります。

次に申上げておきたいことは、では五カ年計画をやるにつきては、これは後ほどこの五カ年計画の大部分を負担されますところの帝国石油株式会社の方から或いはお話があると思ひますが、審議会といたしまして五カ年計画を実施するについて技術の点は、いわゆる油田開発の技術の点はどうかというところが、これが懸念になりますので、その点を検討いたして見ましたところ、次のような結論を得たのであります。

それについて簡単に申上げます。と申しますのは、技術が非常に進歩いたしましたために、最近の油田の発見は非常に短時間で発見される、例えば今日山形県の新庄平原のところに、いわゆる内陸油田と言われているところに、堀内油田が発見されました。これ

は調査を昭和二十五年に始めて、そして発見いたしましたのが昨年であります。で、この夏頃からこれが鉱場として発見することになります。ところが昔は、戦前におきましては、例えば例を挙げますと、秋田の八橋油田であります。これは大正五年に試掘を始めたので、そうして成功いたしましたのは昭和八年であります。その間非常に長い間かかつておりましたが、その間中止しておる時間もありますので、実績は、これは大体十カ年ぐらゐかかつて現在の八橋油田を発見したのであります。こういうものは、取りも直さず今日の技術が戦前の技術に比較いたしまして非常に進歩しておつた結果、短時間でこの油田の新発見ができるという結論を得ておるのであります。

では、どういふ点が具体的に技術的に進歩したかと申しますと、いわゆる探鉱の方法、いわゆる物理探鉱の方法、或いは物理探鉱の中でも地震探鉱、重力探鉱というやうな、そういう物理探鉱の方法、それから試掘いたしましてコアの試験方法、それから油層に当りましたときのいわゆる油層のテスト、即ちボーメーション・テストというやうなやうな試験方法です。ね、これらがアメリカあたりの新しい技術を取入れておりますので非常に進歩しております。同時に技術者が戦時中に南方に参りました。南方油田の開発にかなり向うの技術を修得いたしました。その経験が生きておりました。その結果これらの新しい試験方法、即ち計測の方法をうまくこれを実施いたしました結果、先ほど申しまし

たよな短時日の間にこの油田の発見が可能になつたのであります。特に最近におきましては、二次採油法を実施いたしますにつきまして、最近でありますが、この間アメリカから放射能探鉱の機械を帝国石油で、これは政府の助成金を得まして二次採油法の一つの探鉱の方法として購入されたのであります。この油層を放射能探鉱法で探鉱いたしますという、そういたしますという、二次採油法を行いますのにどこところに、どの深さに油があるかということがはつきりいたしますので、それで非常にまあ技術的に都合がよいのであります。こういう技術的な問題が進歩して来ましたので、五十年計画を遂行するにつきましては、技術的に見まして十分であるという結論を得たのであります。

最後に結論として審議会といたしまして申上げたいことがあります。それをもつ申上げたいと思います。私どもは石油を取扱つておりますので、石油の部面だけを取上げてこれを国にいわゆる国会にこれを開発して下さいと、或いは政府にこれを開発して下さいということをまあ進言するのであります。併しながら国といたしましては、一つ通産委員のほうではこういうことを御考慮して頂きたい。それは総合エネルギーギー政策を確立して頂きまして、そうしてそのエネルギー政策の一環として、我が国の国内油田の開発をどういたすべきかということをもつ考慮して頂きたい。そういういたしますというと、先ほど私どもが計画いたしました五カ年計画が、総合エネルギー政策の、いわゆる我が国の総合エネルギー政策のいわゆる一環として取上ぐるべ

きか、或いは否か、それに対する国として如何なる対策を講ずべきか、或いは又国の予算を如何ほど支出すべきかということが数字が出て来るわけであります。我が国の現在のエネルギーは、或いは御存じだと思いますが、このエネルギーをキロワットに換算いたしますというと、大体一兆キロワットであります。最近の一年間の使用量がその中で石炭が五三％、電力が二八％、石油天然ガスが八％、これは輸入原油、

輸入石油も入つております。それから木炭が一一％、こういう状態であります。従つてこれが我が国のいわゆるエ

ネルギーでありまして、これが我が国の産業のいわゆる基本になっておるわけです。ですから私が今申し上げました石油が、国内資源の石油が、このいわゆるエネルギー政策に對しまして、如何ほどのものであるかということの御検討をお願いしたいと思います。そうしていわゆる石油政策に對しまして、如何なる確実な政策を立てたらいいかということを申し上げたいと思うのです。それで御参考のために戦前における我が国の石油政策というものを上上げますが、これは或いはすでに御存じだと思ひますが、それが戦前における石油政策は、これが第一は人造石油の生産であります。第二が対外油田の獲得、第三が海外原油の精製、いわゆる海外原油を輸入いたしまして、それから精製すると、第四が海外原油の貯蔵ということになっております。ところでこの政策の四つばかり政策があります。が、今日この政策の中で何が残つておるかとお申しますと、御案内のように残つておるものは海外原油を輸入して精製するといふだけが残つていないの

です。あとのものは全部失敗したわけ
であります。で、ただ残されたもの
は、そのいわゆる国内油田の資源をど
うするかということが残されておるの
であります。そういう点をいわゆる
審議会といたしましても広く検討いた
しました結果、今申上げました五十年
計画という案が出て来たのでありま
す。以上で説明を終わります。

○委員長(中川以良君) 有難うござい
ました。

それでは引續いて、次に帝国石油株式会社の田代寿雄氏にお願いをいたします。

○参考人(田代寿雄君) 只今御指名を頂きました田代寿雄でございます。御紹介によりまして石油の増産五カ年計画が達成する可能性があるかどうかということにつきまして、その仕事的大部分を担当いたします帝国石油の内容につきまして、一応御説明申上げ、皆様方の御参考にして頂き、且つ増産が達成できますようこの上御指導を頂きたいと存じます。

昨年の八月と考えますが、鉱山局長からの増産計画の内容について帝国石油の役員会では説明を受けました。只今上床先生からお話がありました通り、審議会においては慎重に研究をされます。審議会には通産省の鉱山局とは実質的には繋がりが非常に強く、鉱山局と審議会と合つて御研究になられたものだろうと存じます。又帝国石油のほうでも委員に数名のものが出ておりまして、いろいろの調査の材料等を提供し、その間の連絡もございました。局長から御説明を伺いまして、丁度帝国石油といたしまして是非やりたいと念願しておりますが、なか／＼自力で

はできないことを、国策として助成の下に達成することができるといふお話を伺ひまして、非常に役員会一同は何と申しますか感激を以てお話を承りまして、全員一致で是非その国策の綱に沿つて帝国石油の使命を達成したいと、かように局長にお誓ひ申上げた次第であります。なお会社内部におきまして幹部の職員は無論のこと、組合全体も実に結構なことで、又帝国石油としてはそれが本當の使命であるとい

うことで、会社内部におきましては非常な熱意を以てこれに当るといふ精神的の団結及び決意というものが十分に

発掘されております。この皆の気持というものは五カ年計画を達成する上において、必ずや十分な効果を挙げることと存じます。ただそうすれば熱意だけで行くかという問題でございせんので、實際の面におきましては経理の面と技術の面が大切でございしますので、先ず経理の面につきましては政府の御当局が御検討下さいました数字も頂戴しますし、又帝国石油としてそれに基きまして十分の検討を加えまして、いろいろの想定、例えば油の値段とか或いは一年目にはどの程度、二年目にはどの程度の油が出るという想定もありますが、先ず以て無理がない想定の下に五カ年計画が経理面でも達成し得るのではないか、その基礎は、試掘の対象になる百十億の半額五十五億の国家助成を頂く、及び資金の不足面については政府の強力なる御斡旋によりまして、五カ年に約十六億の資金調達の御斡旋を頂き、かようにいたしまして五カ年後に所期の目的を達成しますれば、そこにおいて十億の倍額増資をしまして、十六億の負債の半教以上の十億を弁済す

る、そしてあとの六億につきましてはその以後の収益を以て順次償還ができる、そういうたしまして更に五カ年後には国内原油のコストが国際的のコンマ一シャル・ベースにのることができまして、なお且つその後には恐らくは政府の非常な助成を仰がないで、相当独力でも調査、試験、探掘はやつて、進めることができまして、百万キロリットルの年産は漸次第二次五カ年計画といふものを立てまして、百二十万とか

百五十万に進めることができる、かように検討が進みましたわけでございします。繰返して申上げて恐縮でございます。

すけれども、なか／＼今日の経済界におきまして五カ年に十六億の資金調達ということとは非常に困難なものと存じます。私どもこの重要な性質に思いをいたされまして、是非国会のかた／＼、又通産卿当局のかた／＼の御斡旋によつて、その資金の調達は円滑に進めて行くように何とぞこの上とも御後援を願ひたいと存じます。

それから技術の面につきましては、中沢操鉱部長から詳細に申上げると存じますが、上床先生からもお話がありました。が、調査の点につきまして帝國石油といはしましては、十分五カ年計画に堪へ得る調査及び期さくの技術を持つておりまして、又更にそれを実行し得る、本当に井戸を掘る技術陣がどうか、或いは実際に働く人がどうかという点につきましては詳細に検討いたしました。が、十分にそれに備へ得るしませんが、十分にそれに備へ得る。初年度に全部をやるというわけではございませんので、初年度以降の問題につきましては機械の設備及び人員につきましてそれ／＼計画を立ててござい

ますので、その具體的のことはあとで

中沢部長から申上げたほうがよろしいと存じますが、そういうふうな準備ができております。さように経理面におきまして御後援を仰ぎますれば、私も帝國石油といしましては、多分五カ年計画の八割以上、九割くらいまでは帝國石油が担当してやらなければならぬことと存じますけれども、それを立派にやり遂げるという確信を持つておりますので、国内の原油増産が必要であるという点にどうぞ御留意下さいまして、法案の御通過並びにその後の御後援をお願いしたいと存じます。

なおいろいろのことにつきまして、あとで御質問がございますればそのときに申上げることいたします。先ず中沢参考人から技術陣の内容等についてお話し申上げて、その上でいろいろお尋ねを頂きたいと存じます。

なおこの席で甚だ失礼でございますが、先般当委員会のかた／＼が新潟、秋田を御視察になりました。お忙しいところを現場の実情を把握して頂きまして、併せて御礼を申上げておきます。

○委員長(中川以良君) 有難うございました。それでは最後に帝國石油株式会社の中沢部長にお願いたします。只今社長より御説明のございました通りに、社長の御説明に対する補足的に特に技術の面について御開陳をお願いいたします。

○参考人(中沢通理君) 私只今御指名にあずかりました中沢でございます。私からこの五カ年計画の実施面につき

まして具体的なお話を申上げたいと存じます。

我が国の石油産業は御承知のように戦時中の飢饉に携わつております者の大部分が南方に陸海軍に徴用になりまして、南方の大きな規模の油田を手がけまして、又そのために人員を強化いたしましたし、器材にいたしましては、そのために非常に増強されたのであります。その人員、器材というものは、器材につきましても、その増強されたものが現在まだ残つておるものが多分にありまして、現在帝石で持つております掘きく機械、それは実際に現在帝石で仕事をしておりますもの以上の器材を持つておるわけでございます。それから又人の面につきましても、勿論戦後必要に応じて最初人員の整理が行われたのであります。併し掘きく技術者といふものは一朝にして養成されるものでないの、特に技術面、技術者については成るべくこれを、温存するという趣旨で現在残つております技術、実際の井戸を掘つておる人、そういうものも現在やつております仕事には余り余るだけの人員を持つておるわけでありまして、そんなわけで、今回の五カ年計画を実施するに当りましては、非常に都合と申します。余り余裕がありますために、余り無理なくこれは遂行できるといふ計画が立てられておるわけであり

ます。なお技術面につきましても、先ほど上床先生からお話がありましたように、戦時中南方でアメリカ人がやつておりました仕事、又オランダ人がやつておりました仕事というものを会得いたしました。なお戦後は特に進駐

軍のNRFでは石油関係に非常に好意的に技術的な援助をして頂きまして、そういうことでの技術の向上というところが非常に顕著であつたと思ひます。

この技術の向上といふものは勿論あらゆる工業について言えることでありますが、技術が向上すれば石油についての可採埋蔵量といふものが当然増加して行くのであります。特に石油においてはこれを探査する技術といふものと実際に出て来ます量といふものとが非常に比例と申します。これは石油自身が他の鉱物と違ひまして、目で見て手で掘るといふことはできない。液体で移動して行くものであります。その溜まつたところを探るといふことについては、非常に技術的に高度の探査技術を要するわけでありまして、従つてその探査技術の進歩ということが非常に新しい油田を発見する率をよくして行くわけであり

ます。具体的に技術の進歩のことについて一言申上げますと、探査についての基本的な概念が非常に進歩した。現在石油は海に沈積した地層からできておるわけでありまして、その沈積の環境と石油の成生とが非常に関連が深い。堆積環境を究明するといふことが非常に突つて来たと考へられて来ております。なお且つてきました石油といふものは移動して溜まりやすい場所へ溜まるわけでありまして、その溜まりやすい集油構造ができる時期といふものが非常に大きな関連を持つておりまして、やはりできましたものが早くでき集油構造が集まつておるわけでありすけれども、そういうことも非常に最近突つて来ると地層の厚さの変化といふものを精密に調べます。どこに一番

早く集油構造ができたとすることを突つて来ると考へるのであります。

又先ほど上床教授からお話がありましたが、物理探査の技術が進歩いたしました。戦前はほんの試験的な物理探査をやつておつたのであります。現在是非常にこれが進歩いたしました。特に地震探査では地下三千メートルの深い所までの地質の構造を調べることであります。従ひましてそういう地下三千メートルといふような深い所にある油田といふようなものについてまで開発の端緒がつけられるという状態になつております。又掘きく技術につきましても非常に進歩いたしました。掘きくスピードにつきましても戦前の約三分の一、例えば千五百メートルの井戸を掘ります場合に、戦前では試掘の場合半年かかつておりましたのが、現在では大体二ヶ月あれば千五百メートル試掘ができる。掘きくスピードは大抵三分の一くらいに短縮されたといふことになつております。なお掘りましか、その油層が使うに足るものであるかどうかといふことを確認する技術につきましても戦前とは非常に格段な進歩をいたしました。先ほどちよつとお話がありましたように地質を連続的に取つて参りました。油層の部分に当りますと、そこを精密に取りました。ホアで含まれておる油、水、又その油層の孔隙率、浸透率といふようなものを調査するようになっております。なお電気検層を行ひまして、地層の抵抗なり孔隙率といふようなものを電気検層によつて連続的に調査する、それによつて油層の価値判定ができるようになっております。従ひまして現在では試掘を

行なつて油層があればこれを逃がすといふことは殆んどないわけでありまして、昔はよく油層に当りまして、その油層を見逃すといふことが多かつたわけでありました。これは掘きくに重い泥水を入れて掘りますために油の徴候を見逃すといふようなことが昔はありました。そのために油田の発見を逃したといふようなこともあつたわけでありまして、最近はどうもそういうことは全然なくなりました。それからなお探査の範囲が広がつた。現在では三千メートル以上も掘るといふことが可能になりまして、従つて従来見つけることができなかった深い油層についての開発といふことが可能になつて参りました。これは勿論この物理探査でそういう深い所の地下構造を調査することができるといふことになつたのと相俟つて、我が国の深い所にある石油鉱床といふものも今後は開発し得るという段階に來ております。五カ年計画の実際の、具体面のことを申上げますと、お手許にございます「石油資源総合開発に関する答申」といふのがござい

います。それから技術院の地質調査所で二基持つております。技術院から一部は応援してもらつておる。計画としては帝石で更に一基購入いたしました。帝石で五基、それから地質調査所にありますもの、これは地質調査所で全面的に石油のほうへ協力するということも無理でありますので、そのうちの一基を石油のほうの調査に充てて頂くということで測定機は六基、つまり帝石で一基更に購入いたしますればこの計画は可能である。なお人員につきましては、現在よりも七名程度帝石に殖やすことになります。次の重力探鉱は毎月十カ所をやるという予定になつておりますが、これにつきましては機械は現在帝石に一基、それから地質調査所に一基というものが充てられるわけでありますが、この十カ所をやりますために帝石としてはもう一基購入する、従つて帝石で二基、地質調査

その次にあります3の「二次採取法実施計画」でありますが、これは現在帝石で二十八年度も四カ所の水政法を行なっております。具体的に申し上げますと、秋田の入橋油田、それから黒川油田、院内油田、それから新潟県の新津油田、東山油田、そのうち前に申しました秋田の黒川油田は水政井のみ掘っておりますが、まだ実際に水政法をやるところまで行っておりませんで、その四ヶ所を実施しておりますので、この計画のように毎年二カ所乃至三カ所ほどやる。最後は四ヶ所やるという程度の作業量は、現在そのまま可能なわけでございます。

それから掘さくについて申し上げます。その次の十二頁の5の、五カ年計画に基く掘さく坑井数、それから採油井数というのがございますが、そのうちの各問題について申上げのことを省きまして、一番作業量の多い五年目を見

ればよろしい。七十二基の内訳を申し上げますと、三千メートル掘れる機械が四台、千五百メートル掘れる機械が三十四基、千メートル掘れる機械が三十四基あるということで、総計七十二基になっております。一つ新らしく購入しなければならぬ、作らなければならぬという機械は二基でありまして、そのうちの一基は三千メートル以上掘れる機械ということで、これは本年度一部分品を輸入いたしまして、なおそれを使いまして内地で作るという計画にいたしております、それについては技術院の工業化試験の助成をお願いいたしておるのであります、いろいろ改良する点がございますので、新しい試みとして、三千メートル以上掘れる機械を内地で作るということに對しての補助をお願いしてございませう。これが実現されれば不足の一台はそれで間に合います。もう一台は千五百

おります手組が三十組ございまして、なおこれを必要に応じて増強する手段といたしましては、この手組の数を、十五人から二十人で構成されております手組というものを、先ほど話しましたように人員に余裕がありますので、多少余裕を持たせたという状態でありますので、これを多少減らして、各手組の人数を減らすことによつて大体六組は出せると考えております。それからなお今採油工場で働いておりますものに、十分掘さくができる、能力のあるものが大勢おるわけでありますので、こういう採油工場の採算の余りよろしくないところを請負に出して、そうして帝石の持つておる技術者を掘さくのはうに入れるということで四組、なお採油工場を機械的に合理化しまして、機械化しまして、浮き出す掘さくの人数というもので六組できるということと、合計しまして、四十六組は帝石の

一日も早く開院したいという念願に燃えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中川以良君） 有難うございました。

それでは各参考人の公述に対する御質疑をお願いいたします。

○西田隆男君 いろ／＼お話を承わりましたが、幸い今日は田代社長もお見えになつているので社長に是非一つ伺つておきたいことがあるのでお答え願いたい。それは衆議院のほうでこの法律案を審査した結果附帯条件をつけて衆議院を通過した。その附帯条件の中に、これは当委員会でもいろ／＼今まで議論された問題なんです、帝国石油の軍役陣の内紛がこの後も続くようなら二十九年度一億三千万円の助成金をやつちやいかんというような附帯決議がつけられているかのように私は承知いたしております。今のお話を承わ

りますと、日本の石油の採掘可採量についても十分ありますし、なお且つ帝國石油のこの開発に要する人、技術、物、そういう面にもいささかの欠陥もないように私は受取れたのであります。そうすると現在帝石で一番欠けているものは一番重役陣の一致団結した力が見られない。これだけが瑕疵のようには私は思う。この委員会でもしばしばこの問題を取上げていろいろ論議したのであります。幸い田代社長が見えていたので、一応帝石の重役陣の内紛がまたついたかのように、通産当局からも答弁も得ておりますが、今の重役陣の陣容で、果してあらゆる条件が揃った中において、帝國石油がこの国策的な石油の開発に当るのに支障がないかというふうに社長が考えになつておるかどうか、これは国民全体が国の助成金を出す場合において、一番心配しておるものです。はつきりした私は田代社長の御見解と御確信があると思うので承わつておきたい。

○参考人(田代雄雄) 只今お尋ねの帝石重役陣の内紛ということにつきましては、誠に私社長といたしまして慙愧に堪えないところがあるのであります。いろいろ経営に関する意見の相違のために内紛ということが言われ、経営上事実意見の相違がかなりあつた点もあつたのであります。その調整には十分努力して参りましたが、なかなか一朝一夕でそれが解決というところには至難な場面に直面いたしました。幸い先般通産御当局が、この点について非常に御心配下さいまして、本日おいでになる川上局長の御執旋によりまして、在来の問題が一応解決いたしました。若千まだそれに関連してあります。

す、私が了承しておる一、二の問題について、残つた点がありますが、いわば壁の上塗りの点が残つておりますので、これも成るべく荒立てないで円満に調整ができるほうがよろしいという観点から、若干時日が延びましたが、只今その点につきまして、関係者の内部においてもいろいろ話を進めております。私の只今の見込といたしましては、近日その点の十分理解ある、相互の理解の下に解決ができる、そのように確信しておりますので、帝國石油の重大なる使命に鑑みまして、経営陣が一致団結ができるというところに至急に到達したいと考えております。万が一そういうことができないというときには、私非常な責任を感じるわけでありまして、社長の責任を以て是非遂行して行きたい、かように決心しております。

○西田隆男 社長の固い決意を今承りましたが、まだ内紛が、余蘆がくすぶつておる、私はそういうふうに取りました。これは大臣が見えていないから、政務次官にお尋ねしますが、政府が国策上石油の開発が必要なりとして出された法律案、その法律案に対して、衆議院を通過する場合に、いやしくも政府の監督下に置かれておる会社の重役が、内紛問題に對しての附帯決議までつけなければならぬというものは、これはただ単に帝國石油の経営陣だけの責任問題ではなくて、当然通産行政の御に當つておられるあなた方にも重大な責任があると私は思ふ。それは今まではただ単なるブライベートな石油採掘会社であつたという観点からまあ一応許すとしても、若しこの法律が参議院を通過して、そうして石油

の五カ年開発事業が遂行されるようになって後、重役陣の内紛による影響が若しあるとしたならば、これはもう許すべからざることで私は思ふ。従つて通産当局としては帝石の経営陣の内紛の原因を探究して、そしてこれを根本的に排除して、燃料増産の見地からの五カ年計画の推進に支障なからしむる断乎たる決意があるかどうか、政務次官から承わりたいと思ひます。

○政府委員(古池信三) 本日は大臣が出席しておられませんが、恐らく大臣の考えも私と同様であらうというところを申し上げておきたいと存じます。従来、只今御指摘のように、通商産業省が監督をいたしておりました帝國石油の内紛において、世に上り下りする内紛と称されるものがありましたことは、誠に我々としては遺憾に存じております。今回國內石油を、今後強力に石油対策を進めて行こうという今日におきまして、特に予算措置として一億三千万円の御決定を頂いた現在、今後この重大なる石油政策を遂行して行く上において、万が一帝國石油の内紛において、従来のごとき遺憾なる状態が起るといたしますならば、我々といいたしには参らんと存じます。飽くまでも国策を遂行するに足る十分なる監督権を發動いたしまして、只今御指摘になりましたような憂いの将来起らんようにいたす固い決意を持つておりますことを申し上げておきます。

○西田隆男 もう一点、これは川上鉱山局長に御答弁願ひたいと思ひます。あなたは参議院の当委員会、或いは衆議院の通産委員会等においていろいろ論議された場合に、今回の衆議院通過に對する附帯決議の中にも政府は四百六十万株の株主権を完全に行使せよという附帯決議がついておる。誠に当面の局長としては、私は十分に御戒心なさらんといふことだと思ひます。あなたの方の今までの考え方は株主権が最終的に多数決で決定されるという面にだけ重点を置いて帝石の運営というものを考えるになつておつたやうに私は受取れます。併し常識で考えた場合に、どこの会社でも第一に大株主というものの発言権は非常に強いものだからです。又強くなければならぬと私は考えております。如何に民主主義は衆の政治であるとは言いがたが四百六十万株も持つてゐる、その上に監督権も持つてゐるという国の意見が一つの企業会社においても無視されて行くというやうな結果が招かれることは、これは誠に情ないことだと私は考えております。従つてああいうふうな不面目な附帯決議を衆議院でつけられたという点に關しては十分御戒心になつて、今後はこういう立法ができたとは言いがたが、これは別に國が管理するといふ法律でもないやうです。従つてやはり四百六十万株の大株主としての発言権は今後遺憾のないように十分活用されて、併せて監督権といふものの活用によつてこの五カ年計画の目的が達成できるようにあなたには特に推進して頂かなければならぬと考えます。従つて四百六十万の大株主の代表者は大蔵大臣なんですから……監督権を持つていつも折衝の御に立つておられる川上鉱山局長の一つ御決心のほどを承わりたい。

○政府委員(川上為治) 私はこの委員会におきましても申し上げたかと思ふんですが、従来の帝國石油につきましては政府が持つております株式はこの四百六十万株というものは、これは従来の方針としてまだだん／＼これは私下げをして政府の株はもう持たないというやうな方針の種類の株式でありましたので、私のほうとしましてはこの株主権の行使をやることがどうかというふうに考えて参つていたわけでありまして、又石油の開発につきましても別に五カ年計画というものが決定されました。予算もつきまして、この際大的に開発しなければならぬというやうな状態は昨年にござりました。従つて、西田先生は非常にそれを消極的だといふふうにお考えであつたかも知れませんが、それではどういふやうな状態の下におかれておりました結果、私どものほうとしましては積極的なことをやつたわけじやありませんで、今一回こういう法律が通りまして、又一面におきましては予算が決定されました。そして石油をこの際相当開発しなければならぬ、而も國がこれに對しまして積極的な援助をとかくやるというやうなことになる以上、私は私としましては今西田さんがおつしやいましたように、今後におきましては相当立入つて積極的にこの人事問題その他の問題につきましても調整して行きたいというふうな固い決心を持つております。

○三輪貞治君 それに関連してですが、立入つた人事のことで大変恐縮なんですけれども、帝石のいわゆる内

紛問題に關しまして、通産當局が斡旋をされて、一応の解決を見ておるようであります。その解決の結果として社長の補佐的な組織であるところの副社長制、常務制というものがなくなつておる通りに聞いているのであります。が、こういったような非常に固期的な開発計画を推進される場合に、社長の補佐機関が必要ではないかと我々考へるわけでありまして、この点について田代社長の忌憚のない御意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(田代壽雄君) 副社長又は常務というものの制度を一応停止するか、或いは変更するとかいうことは非常に重大なことでありますから、私のこれまでのいろいろの研究及び帝石の取締役陣を円満に運営して、そうして能率を上げて行くという観点からいたしまして、新らしく日本石油、又は監査役としてでありますけれども、昭和石油その他の重役陣の御参加を頂きまして、この際その点については慎重に討議いたしまして、そうしてそういう人々と忌憚ない意見を交換して、できるだけ役員の人々が全部が力を発揮して私を補佐してくれる、こういう制度をとりたい、かように考えまして今その機構につきまして折角勸案中でございますので、その程度で御了承を一つ願ひたいと思ひます。

○三輪貞治君 先ほどの衆議院において附帯決議がなされたということでありましたが、私もその附帯決議の案なるものを見ました。その中に株式の配当についての項目がございまして、他の公共事業並みにと定めるべきである、こういう言葉でありましたか、そういう趣旨のことが述べられて

おるようであります。これは大変結構であります。裏を返せば他の公共事業並みに配当を出せという主張の根拠にも相成つて来るのであります。ところが特にこの際におきましては五カ年計画を推進されて行く過程で挙げられた利益の大部分と申しますか、相当の部分を新しい開発に又投入されるという必要もあらうかと思ひますので、必ずしも他の公共事業並みの配当が不可能である場合も考へられるのではないかと、こういうふうに私は決議文を見て考へたわけでありまして、この点についてはそういう附帯決議というものが一つの楯となりまして、そういう主張をなすについで根拠となる虞れはないか、こういうことについて御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(田代壽雄君) 衆議院のほうの附帯決議が、配当問題について他の公共事業の会社と同様にというのが加わつたように承りました。これはどういうふうな政府のお考えか、又委員会の考えか、私よく存じませんが、帝国石油といいたしますと、この五カ年計画といふものを遂行するのはなみなならんことなんでございまして。一応の数字は先ほど申し上げましたように十六億の資金調達をすれば完成するといふ算盤は出ておりますけれども、油の値段が果してどう動くものか、一応私どもとしては或る程度の推定をいたしまして、算盤を弾きまして、外油がこういうふうになくなつて来るということになりますると、帝国石油が精製三社より油の値段もかなり行政官庁の御斡旋を得ましても、現状のまま行くとということが必ずしもできるかどうかという点についても考へられます

るし、又ボーリングのようなものも平均しますと一メートル一万円とか一五万五千円とか推定はつきましますけれども、なか／＼深い井戸をやつて見ますと、最近の例で見ましても一本二千万円以上上げようと思はれた唯一の井戸が八千万円もかかった。そういうようなのが一本出て来ますと、帝国石油の小さい経済から見ますと、非常に大きな狂いが生じて来る。その他人件費の問題にしましても、物価の問題にしましても、相当の前途につきましては考慮を払わなければならぬ。従いまして一応の概算をいたしました数字通り収支が行くかどうかというところは、恐らくはこの大事業をなす上におきましては、帝石としては裸になるといふくらいに覚悟を持つて国家の助成に依つて行かなければならぬ、かように考へますので、政府御当局のお考え、通産委員会のお考えは如何かと存じます。若し収支が非常に悪いというときは、電力とか瓦斯とか、そういうものを指されると思ひますが、それが一割五分なら一割五分にして下さるようにはこれは予算その他の関係で困難だらうと思ひますが、そういう場合に株主としましては経営人として、ないのにならうと思ひますが、そういう場合、私確信いたしまして、でき得る限り株主も投資されておりますから、その投資された面についても一応民間会社の面もありまします。十分配当という点については考慮を払わなければならぬ。五割五分、電力会社が一割五分、それ並みで必ずやつて行くというところは私困難だと考へまして、成績が幸によけれ

ばそういうふうにして頂ければ結構であります。悪い場合には悪い場合で政府当局の差詰め鉱山局とか、或いは大蔵省とかいつた方面に前以てよく御相談上げまして、五カ年計画の線が円満に順調に進みますように善処して行きたいと、私はかように考へております。

○三輪貞治君 その点については古池政務次官からも御所見のほどを承りたいと存じます。

○政府委員(古池信三君) 申すまでもございせんが、この附帯決議そのものにつきますのは衆議院の通産委員会の御判断によつてきまつたものでありまして、政府の意向はこれには何ら入つておらぬのであります。ただ只今田代参考人からお話がございまして、以上のお配当をなされた時代があつたように聞いております。従つて私見でございせんけれども、将来といへども公益事業以上の配当はしないようにせいか、公益事業程度の配当にとどめるべきであるという趣旨においてこの決議がなされたものではないかと推測をいたしておるのであります。必ず公益事業と同率の配当を維持せねばならぬという強い御決議であるかどうかという点につきましては、私今日正確に把握してないのでございまして、いづれ衆議院の委員会のほうにもお尋ねをして見たいと考へておるところでございまして。

○西川弥平治君 私は全く素人でございまして、ちよつと質問の見当が外れて来るかも知れないのでございしますが、一つ上床先生と中沢さんに伺いたいと思ひますが、ここに立

派な五カ年計画ができ上つております。その予定掘さく深度等もここに出ておりますが、大体におきまして相当深い深度のものが計画されておるようでありまして、今日日本の油田には浅層油田、浅い層の油田というものは見付け得られないような実際のこの御調査でございまして、どうでございませうか。

○参考人(上床国夫君) 御返事申し上げます。この深度は平均深度を出しておるのであります。必ずしも皆が深いというのではないのであります。未開発の、例えば北海道あたりではまだ浅いところもありまして、それから新潟県あたりでも山奥のほうはまだ浅いところがあります。併しながらまあ原則いたしましては大体何十年ももう掘つて来ておりますから、深い層が残つておるわけなんです。従つてまあこの平均深度といたしまして、先ほど申しました二十年間の平均深度に比較しまして深くなつていくというのであります。これは日本ばかりではありまして、アメリカあたりでは一番深い井戸は、今カリフォルニアで掘つておりますが、これは世界中で一番深い井戸です。二万一千フィートの井戸が世界で一番深い井戸です。油を出している井戸、いわゆる採油井、これは一万三千フィートです。これもカリフォルニアのアロマという所に油田がありまして、そのように世界各國古い所では大体深くなる傾向を持っております。でありますから、ここに出ております数字は平均深度であります。従つて浅い所もあるのですが、深い所もある、こういうふうなことになるかと存じます。

○西川弥平治君 もう一つ伺つておきたいと思いますが、石油の開発当初におきましては、今の話のあつたように、非常に浅い所に油田が見付かつておるのでございますが、従つて掘さくの際等も非常に安く上つておるのでございますが、日本にはまだ有望箇所が百五十万石もあるというふうな今御説明でございますが、そういうたくさんの中であつたという浅層油田が一体相当あるというお見込でございますか。如何でございますか。

○参考人(上床国夫君) ええ、まあそれは相当あると思います。どのくらいあるかというところは、ちよつとここで数字的には申し上げられませんが、これも、これはまあ大丈夫だと思ひます。

○西川弥平治君 有難うございませう。

○天田勝正君 私も全くの素人でございますが、上床先生並びに中沢部長、技術陣が見えておりますからその観点の御質問を申し上げます。本法律案が提出されたその理由として政府から説明された中には、我が国の地質は豊富な石油の算出が予想され、云々、前後は省きますが、そういう言葉があるわけでありまして、これに添うところの資料が提出されまして、認知埋蔵量が三千二百萬キロリッターと、こういうようなことが資料として提出されております。現在審議会のほうでおわかりになつております、或いはおおよそこのくらいは埋蔵量があるであらうというところはどの程度のところでございますか。三千二百萬キロリッターというところになるのでございますか。

○参考人(上床国夫君) それを申し上げますが、調査いたしましたすぐ試掘ができるというのは百五十万石所、先ほど申し上げた通りであります。そのほかに調査地域が百六十八万石あるわけなんです。この中から、まあ大体今のところの見込では百二十、三十万石の試掘地が出て来るのじやないかと、こう思つております。それが第二次の五カ年計画になると思ひます。それから今度は大体日本の油田の面積状態を見ますと、鉱区面積といつて四平方キロメートルにいたしまして四平方キロメートルであります。その中で現在油が出ております井戸です、それはパーセントにいたしまして大体七・八割しかないのです。それからそのような状態でありまして、まだ調査地域が次から次へと出て来るわけなんです。殊に北海道あたりの奥地に参りますというところ、なか／＼未踏査の所もありまして、そういうふうな考えますというところ、五カ年計画を一次や、二次行いまして将来まだ油は、調査をし或いは試掘をどん／＼やれば出て来るはずだという考えを持つております。従つて今御指摘になりました数字はただこの最初の五カ年計画において大体こういう数字が出て来るのじやないかという数字を挙げておるのであります。

○天田勝正君 更にお伺ひいたしますが、現在世界の最長の探掘を行なつてゐる方法と、その深度については西川委員から質問されましたが、日本において最長の探掘はどこで何メートルでございますか。又現在の可能な技術において、これは経済的に採算がとれると云ふ問題でなくして、純技術的

な意味でお聞きしてゐるのですが、どの程度の深さまでの探掘が技術的に可能でございますか。

○参考人(上床国夫君) 一番現在深い所から出ておられますのは秋田の八橋油田、これは大体二千メートルの試掘の予定深度で、それで二千メートル、千九百何十メートルでしたか、そこで丁度掘つておりましたときに停電が起りました、それでその井戸がとまつたんですが、それによつて発見されました油層が八層、九層、更に十層ということになつておりました、大体詳しい数字は、或いは中沢部長からお話なさつてもと思ひますが、それらが日本では一番今日では探掘の深い井戸になつております。それから日本で一番深い井戸と申しますのは、これは台湾でございまして、台湾では戦前三千六百から八百メートルぐらゐの深い井戸を掘りました。それはやはり瓦斯や油が出たのであります。従つて三千メートル以上の井戸を掘ることは先ほど中沢部長から話されましたように可能であると思つております。

○天田勝正君 更に関連して伺ひますが、さつき中沢部長のお話の中には物理探査、特に地震探査によつてこの頃では三千メートルぐらゐまで探知し得る、こういうお話があつたと私は拝聴したのであります。そういういたしますと、先ほど上床先生が外国の実例を申されまして、その中には二万フイー

○参考人(上床国夫君) 二万フイーで、メートルじやありません。フイーです。アメリカはフイーを使つております。

○天田勝正君 そうですか、私はメートルと聞いたものですから、三千メー

ターよりも更に深い所はどういう探査方法でやるのか、それをお聞きしたいと思つたのですが、併し二万フイーと……。

○参考人(上床国夫君) 二万フイートと申しましてメートルにいたしまして……。

○天田勝正君 三分の一だから七千メートルくらい……。そうすると、そういう場合如何なる技術的に探査方法を用ゐるのでしょうか。

○参考人(上床国夫君) 最初は物理探査いたしました、そして大体の地下の構造を推定するわけです。そういうしますと、大体地下の構造を、それは探知するのでありますから、物理探査で地下の構造を探知いたしました、その構造が石油集積に適當な構造であるということがわかります、その一番最適の所に深い井戸を掘るというのであります。従つて物理探査で三千メートルくらいしか探知できなくても、その下のほうの、それ以下の構造は大体その三千メートルの構造と同じような構造を呈しているであらうと、或いは違つた構造かというふうなことを探知いたしましたのに試掘いたしました、五千メートルも六千メートルも掘るといふ順序になるのであります。従つてやはり何千メートルか下を掘るのには、探知いたしまするには、勿論試掘でなければ実際の問題はわからないのであります。

○天田勝正君 もう一点、これは田代さん並びに中沢さん、いずれでも結構なんです、お伺ひしたいこと、これは過日日本委員会におきましてこれだけ国費を以て御援助を申し上げる、こういうことならば探査それ自体

については国が直轄してやつてはどうか、その発見されたことについて民間において探査される、これは又然るべきだ、こういう質問を申し上げて、一応政府側からは答弁を受けております。併し依然として、私は、この点は業者であるあなた方はどうお考えになつてゐるかをお聞きしたいと思つてゐるわけ、そこでなぜこれを探査というもののだけを国の手でやるということになしに、帝石、或いはその他の会社もありましてよくけれども、それらでやるほうがよろしいという根拠はどこにございませうか。

○参考人(田代雄雄君) それに対する私の見解は、私個人の見解になると思ひますが、まだ会社においてその点について練つた考えがございませぬので、そのお気持でお聞きとりたいと思ひますが、探査をもつと活版屋にやると、調査試掘を現金構わずに活版屋にやると、どうしても三年なり三年、五年なり五年以内にこれだけやるといふ非常な強い方針が国家としてできまるとすると、普通の私のもの民間会社ではやり得ないのでございませう。それを国家でやるかやらんかという問題につきましては、政府の御当局がお考え下さるといふ順序に、それが順序であらうかと私考えませんが、只今の五カ年計画を主として帝国石油がその箇に當つて国策に副つてやるといふことにつきましては、或る程度のことならばやはり民間企業を擁護して頂いて行くほうが私は効率的ではないか。又これを急いでやるような場合に、国家で以て御経営になると申しましても、そうしますればやはり一つ独立した国家の手足になる公団といひますか、何かさうい

うものを組織なさることになるだろうと思ひますが、その場合に、じや誰がそれをやるかと申しますと新らしく人を集めるという事は理窟の上ではできるかと存じますが、実際問題としますと、今日調査、試験の技術は従来の関係上帝国石油に集まつておりますので、そのほうを持つて行くといふことでなければ実際の仕事はできないのじやないか。それでそういうことをしまして果して効率的に行くかどうかといふことについては私は非常な疑問を抱いておるのであります。ただ最も危険な調査、試験、探掘をどれだけでもやるということでは国家として強い力でやられるというならば、それは一つの御見解と存じますが、只今の段階では先ず以て現在の設備を有効に使用して頂く、それが一番能率的であると私は考えます。

○天田勝正君 先ほど三輪委員から質問がございまして配当等のことに言及されたのでありますが、そのときにもお答えになつたように、又私も聞いておりましたもこの法案が意味するうちに、これほどの国からの援助がありまして、なお且つ帝石においても相当の支出を要する。これが出るか出ないかという又危険もある、危険負担も当然生じて参るわけでありまして、配当等についてもなか／＼困難であらうというふうな意味のことをお答えになつたと思ひます。そういういづれにしても危険負担があるのでありますから、そうした危険負担、将来における原油の価格の変動がどうなるかといふことが今日只今油が出るのではなしに、この探掘を行なつた後に何年かの後に出る。こういうことになるの

でありますから、現在価格で判断することはこれはできません。そこに企業者としてのあなた方が危険感を持つのは私は理の当然だと考えしております。そうでありまして、その危険の部分

は国がすべて行なつて、もうしてあのことは民間の会社で行う。こういうことにいたしますれば、若しそれが発見されて、その際における原油の価格が非常に暴落した、こういう状態であつても、国といたしましてはいいわゆる潜在的な資産をそこに発見できたのであります。将来の日本のエネルギー資源としてこれを確保して置くといふ、こういう価値もそこにある。これが要するに、国という場合と民間会社という場合の私は違ひだ、こういうふうな考へておりますから、そこで御質問上げたわけでありまして、それで、それは私の大分意見にまたがりましたからお答えがなくてもよろしいので

す。この際同じ事柄について中沢部長は、今私が申上げたような事柄が内容することについて技術的に見た場合にどうしても帝石がやつたほうがよろしい、こういうことについてその理由が挙げられましようか。

○参考人(中沢通理君) 石油鉱業、まあ探掘、それから見付けた油田を開発する。なお探掘するといふ面については技術的にも一貫したものであります。試験が油が見付かつたという場合でもなおその油田を開発するためにはこれは非常な資金面でも膨大な資金も要ります。技術者にしても同じ技術者が非常にたくさん要る。それは掘きく作業から申しますと、先ほどの御質問の数字でおわかりのように、試験を百

十本やるということに対して見付かつた油田の探掘といふのは百二十坑ぐらゐあるというように、非常に関連した仕事があるわけなのであります。これを二つの部門に分けるといふことは、余り能率的な面から見ましては好ましいことではないと私もは考へる。ただそれは、これは私の本当の私見でございまして、これは私の本当の私見でございまして、むしろそういうふうなものを分けて行くといふことよりは、むしろ石油鉱業自体を一貫して国で方針がきめられるようなものを持つて行くほうがいいのではないかとこの私見であります。

○海野三朗君 山形県の富並の油井の深さは何尺で石油が出て来ましたか。それを伺ひたい。

○参考人(中沢通理君) 富並油田は二十七年に掘りました第一号井で三つの油層を認めております。それは五百メートル、六百メートル、それから八百メートル、なおその以下にも一応はございまして、十分なテストはまだやつてないのであります。現在開発しておりますのはそのうちの五百メートル層及び六百メートル層という二つが開発の途上にあります。なお今年度は八百メートル層というものも開発する段階になると思つております。

○海野三朗君 船形の背斜のほうは何メートルになつておりましたか。

○参考人(中沢通理君) 船形の井戸は二本掘りまして、一号井は千五百メートル、二号井は千二百くくらい掘りました。一号井、二号井とも十分探油に足るだけの油は一応ございしましたが、加工に足るだけの油の量がなくて廃坑いたしました。一応今年度は船形の背斜については計画しておられません。

○海野三朗君 古池政務次官にお伺ひいたしますが、関税の問題が、原油の関税を免除する問題も又大蔵委員会のほうでその案が通つたのであります。それが、それとこの五カ年計画の進み方は私どもは反対なように思ふのですが、これは如何にお考えになりますか。

これは如何にお考えになりますか。原油が安く入つて来ればこういう方面の油のほうは困るし、その辺は通産行政の立場から如何にお考えになつていらつしやいますか。大蔵委員会で又二十九年度も一年関税免除というふうなことをやつておるようでありますが、一年々々そういうふうな延期するといふこと自体が私は間違つておることである、若し免除するならばそんな法律は作らなければいいじやないか、一割の関税をかけるというところがちやんと法律できまつておる、それを今年に限つて、今年に限つてといつて一年免除しておられる、それは水産のほうから要望があつたからとか何とかが、このことである。もう一つは、通産行政の立場からして石油を掘らなければならぬ、こういうことから考へましたときにどうも私は進み方が反対になつておるよ様に思ふのですが、関税をかけて高くても、幾らでも高く、一割くらい高くしたつて差支えないのじやないか、そういう方面とこの石油探掘のほうはどうも私逆なように考へるのですが、その辺は如何にお考えになつていますか。

○政府委員(古池信三君) 只今お尋ねの点につきましては、確かに国内の石油を開発する上において安い外国の原油が入つて来るといふことはむしろ支障にはならないかという御趣旨でござい

ますが、その見地のみから申せば誠に御説は御尤もであると存じます。ただ関税問題は単に国内原油開発の見地のみから考へられないのでございまして、例えば外国との関係でありますとか、或いは又現に今日油を絶対に必要なものとして使用しております例えば水産漁業の問題とか、或いは運送の問題とか、そういう方面の事情も勘案いたしまして総合的に検討をして見なければならぬのではないかと存じております。勿論当初にお話になりましたようなその点だけから行けば御説は誠に御尤もであると存じます。

○海野三朗君 この前愛知通産大臣のお話には、この関税をかけても相当な金高にはなるけれども、それを直ちに石油に向けるというわけには行かないというお話、それは勿論そうでありまして、二十八年度の原油に対する関税を一割かけたといひますと六十億の金が取れるわけでありまして、それを一年間取らないでおるわけでありまして、今年度も恐らく六十億になるのじやないか、こういう方面がいろいろな方面からしてそれは行かないと言われるけれども、大略的立場に立つて見れば一兆円の予算でやろうと言われる緊縮のときに當つて、一割の関税をかけるくらいのことでは何もそこでしる必要はないのじやないか、私はここにおいても直ちに頭に浮んで来ますことは汚職の問題であります。税金をかけなければならぬといふところの法律があるにもかかわらず、一年々々今年度だけといつて延期して、そして原油を精製するところの工場はどういう工場であるかといつて調べて見ますといふ

と、二十億或いは二十二億という資本金の精油会社であつて、どうもここに私は割切れないものがあるのではありません。こういうことは、つまり大蔵省の感覚である、こういうけれども川上局長あたりなんか如何様にお考えになつておるか、大蔵委員会ではどういふことをきめられるけれども、通産当局としては、あなたのほうではどういふ場合に原油のほうに對する関税では何も今まで御意見をおつしやつたことはないものでありますか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(川上為治君) 私はいつかの委員会におきまして、関税の問題につきましては私の個人的意見として、これは関税をかけたとして、それによりまして得ました国家の歳入から少くとも十億程度、或いはそれ以上を石油の開發に出して頂けるならば私は関税をかけても誠に結構なことだと思つたことを申し上げたわけでありまして、これはいろいろな財政上の關係から必ずしもその関税収入によりまして石油のほうへ廻すというやうなことができないのであるというやうなことでありますので、全然その方面にできないというやうなことになりますと、何のために関税をかけたのかかわらないといふことになりまして、私はそういう考えを持つていたのですが、ただこの問題につきましてはこの前の委員会におきましては、その前でしたか、委員会におきまして申し上げましたやうに、水産業とか、運輸業、こうした方面の中でやはり関税をかけるというやうな相当影響するものがあるのではありませんか、これは運輸業の中でガソリン・トラック、これは関税を、この原価中に占め

る燃料費の割合が十九%となつておりますし、それからこの海上運輸業の中で機帆船は二〇%乃至二四%占めておりますし、その他の中でも一割以上のものを占めておりますものが相当ありまして、やはり関税をこの際かけることがこちらのほうに転嫁される虞れが多分にありますので、そのために関税をこの際かけるかどうかというやうなことはもう少し検討して、そうして本年度におきましては差当りかけないで行こう、こういう政府の決定になつたというやうなことを申し上げてあります。

これは今海野先生がおつしやいますように、通産省内部におきましては関税をかけた方がいいのじやないかという議論と、いやこれはやはり影響がこれだけのじやないかというやうな議論と、今申し上げましたやうな結果になつたわけでありまして、私の個人的意見を言えというやうなことは、先ほど申し上げましたやうに、水産業とか、或いは運輸業、これは私の所管ではありませんが、ほかに少しぐらい影響がありまして、或る程度関税収入があつて、而もその中から石油開發のほうに廻して頂くといふことになれば、或いは十億か十五億ほど頂くといいことになれば甚だ私としては結構であります、是非ともお願いしたいというので海野先生と同じやうな議論をしたわけでありまして、やはりこれは大局的に見ますと、この際暫らく待てという話合になりまして、御報告申し上げたいと思つたのであります。

○海野三期君 私はいま一言、鉱山局長の立場から、つまり石油開發の立場からも、国内の石油開發は五カ年計画に全力を注いでやらなければならぬのでありますからして、この関税問題なりについては、やはり大蔵当局に強く要望するだけの御決意を私は御期待しておきたいと思つた。これを以て私質問を終ります。

○委員(中川以良君) ほかに御質問ございせんか。……それは本日はこの程度にいたしておきたいと思つたが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(中川以良君) 御異議ないと思つた。参考人のお方に御挨拶申し上げます。本日は御多用中のところを、当委員会のために特に御出席を賜りまして、誠に貴重な御意見の教養を承りまして、私も本法律案を審議いたします上に非常に参考になつたことを厚くお礼申し上げる次第でございます。私も先ほど来お話のありましたごとく、国家の総合エネルギー対策の一環といたしまして、石油資源の開發がこの二つの法律案を通じて、本間に立派に達成できることを念願いたしまして、公明に審議をいたし、皆さんの御期待に副いたいことを期しておる次第でございますので、今後御意見がございましたら、何なりと私のほうにお申出を頂きたいと思つた。本日はどうも有難うございました。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、通商産業関係法令の整理に関する法律案

通商産業省関係法令の整理に関する法律案

通商産業省関係法令の整理に関する法律案

(内閣勅諭第五箇年目ごとに開設の件等の廃止)

第一条 左の法令は、廃止する。

一 内閣勅諭第五箇年目ごとに開設の件(明治十年太政官布告第八十八号)

二 日本大博覽会の出品に對する發明、意匠、実用新案及び商標保護に關する法律(明治四十一年法律第二十二号)

三 特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに關する件(明治四十三年勅令第三百三十六号)

四 商標法を朝鮮に施行することに關する件(明治四十三年勅令第三百三十七号)

五 樺太における石炭の採掘に關する法律(明治四十五年法律第二十三号)

六 染料医薬品製造奨励法(大正四年法律第十九号)

七 平和条約の実施に伴う流通証券及び工業所有權に關する法律(大正九年法律第一号)

八 染料製造奨励に關する法律(大正十四年法律第二十九号)

九 条約に基く外國との利權契約により外國において事業を営む

ことを目的とする帝國会社に關する法律(大正十四年法律第三十七号)

十 商工會議所法第十四条の臨時特例に關する法律(昭和十六年法律第三号)

十一 隱匿物資等緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十八号)

十二 産業復興公団法(昭和二十二年法律第五十七号)

十三 廃兵器等の處理に關する法律(昭和二十三年法律第二百六十三号)

(輸出品取締法の改正)

第二条 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、第十一条を次のように改める。

第十一条 主務大臣は、前条の規定による請求を受理したときは、その請求をした者に対し、相當な期間を以て予告した上、公開による職聞會を開催しなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 職聞會においては、職聞會の開催を請求した者及び利害關係人に対し、当該事案について証據を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 主務大臣は、職聞會を開催した後、文書をもつて決定をしなければならない。

(外國為替及び外國貿易管理法の改正)

第三条 外國為替及び外國貿易管理

法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服の申立及び訴訟」を「不服の申立」に改める。

第六十条第一項第十号を次のように改める。

十「貴金屬」とは、金の地金、金の合金の地金、流通してない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。

「第七章 不服の申立及び訴訟」を「第七章 不服の申立」に改める。

第六十条から第六十四条までを次のように改める。

第六十条から第六十四条までを削除

(火薬類取締法の改正)

第四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第五号、第二十一条第四号、第二十二号、第四十八号第一項、第四十九号第一項、第五十二号第一項及び第五十八号第四号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十四条の見出し中「輸出及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第四十四条第二号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第六十条第四号を次のように改める。

四 削除

第六十一条第四号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第三項」に改める。

(計量法の改正)

第五条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十二条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、第二百二十三条の登録を受けた者であつて、第二百七十三号の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器については、適用しない。

3 第二百二十三条の登録を受けた者であつて、第二百七十三号の指定を受けたものは、六箇月に一回、第二百七十七号第一号に規定する計量士に、第二百二十三条の登録を受けた計量器が第二百三十五条第一項各号に適合するかどうかを検査させなければならない。

第二百三十三号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二百三十四号、第二百三十五条第一項及び第三項、第二百三十六号から第二百三十八号まで、第二百八十二条、第二百八十三条第二項並びに第二百三十四号中「第二百三十二条」を「第二百三十一条第一項」に改める。

第二百三十九号第二項に次の但書を加える。

但し、第二百三十二条第三項の規定による検査をした計量器については、この限りでない。

第四百三十三号第一項中「二箇月」を「一箇月」に改める。

第二百三十五号中「第八十四条」を「第八十三条」に改める。

別表第十九号中「第二百三十二条」を「第二百三十一条第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年四月三十日印刷

昭和二十九年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局